第2回 たつの市総合計画審議会 －次第－

日　時　平成 28 年 7 月 25 日（月）13時30分～

場　所　たつの市分庁舎ホール

1　開会（会長挨拶）

2　報告・協議事項

（1）総合計画審議会委員の意見及び反映状況について

（2）第2次たつの市総合計画基本計画（案）について

3　その他　　－ 次回 第3回たつの市総合計画審議会－

開催日：平成 28 年 8 月 30 日（火）13時30分～

場　所：たつの市はつらつセンター多目的ホール

4　閉会（副会長挨拶）

たつの市総合計画審議会委員名簿

氏　名	条例上の区分	所属団体・役職等	摘要
木南裕樹	市議会の議員	たつの市議会議員	
高岸博之		たつの市議会議員	
三木浩一		たつの市議会議員	
横田　勉		たつの市議会議員	
湯本浩一	市教育委員会の委員	たつの市教育委員会委員長	
橋本正弘	市農業委員会の委員	たつの市農業委員会会長	
徳永耕造	各種団体の推薦する者	たつの市連合自治会会長	会長
金輪　学		たつの市連合自治会副会長	
圓尾初彦		たつの市連合自治会副会長	
都倉良太		たつの市連合自治会副会長	
岸本泰子		たつの市連合婦人会会長	
常城眞弓		たつの市連合婦人会副会長	
重本文夫		たつの市老人クラブ連合会会長	
井上喜通		たつの市・揖保郡医師会会長	副会長
井川　進		たつの市社会福祉協議会会長	
井上　猛		龍野商工会議所副会頭	
緒方義則		たつの市商工会会長	
松本靖吾		龍野青年会議所直前理事長	
宮武光則		たつの市文化協会連合会会長	
久保田達郎		たつの市体育協会理事長	
山田好則		たつの市消防団団長	
木南義孝		たつの市民生委員児童委員連合会会長	
飯田健人		たつの市観光協会副会長	
船引宗俊		たつの市連合ＰＴＡ協議会副会長	
佐竹隆幸	学識経験を有する者	関西学院大学教授 兵庫県立大学名誉教授	
早金　孝	関係機関の職員	西播磨県民局局長	
大橋秀隆		龍野健康福祉事務所所長	
山下成和		西播磨タイムス編集長	

※職名は、委員委嘱時点（平成 28 年 6 月 9 日）

総合計画審議会委員の意見及び反映状況について

≪平成28年7月19日　現在≫

No.	意見箇所	頁	意見の要旨	意見者	意見場所		反映状況	担当部課
					総計審	意見書		
1	基本構想	4	その他の計画の中に、医療や健康福祉の観点から「データーヘルス計画」「健康増進計画」「食育推進計画」を明記してはどうか。	大橋委員	○		国民健康保険保健事業実施計画（データーヘルス計画）を追記 【P4 朱書き】	国保医療年金課
2	基本構想	5	ＰＤＣＡサイクルについて、説明を加えてはどうか。	横田委員	○		ＰＤＣＡサイクルの説明を付記 【P5 朱書き】	企画課
3	基本構想	6	「③まちの魅力」に室津の歴史のことも記載してはどうか。	山下委員		○	室津の歴史を加え、別添のとおり修正 【P6 朱書き】	企画課
4	基本構想	9	「①自然と調和した快適で安心な環境づくり」の中に、空き家に関する取組を記載してはどうか。	木南委員		○	別添：基本構想（素案）のとおり修正 【P9 朱書き】	まち未来創造課
5	基本構想	10	「②健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり」の中の「医療費の適正化」という言葉に具体性が欠けており、具体的に明記した方がよい。内容は、疾病予防と重症化予防を重点として、医療費の適正化を目指すというように説明を加えるべきである。	大橋委員	○		別添：基本構想（素案）のとおり修正 【P10 朱書き】	国保医療年金課 健康課 市民病院
6	基本構想	10	「②健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり」の中に、ＷＨＯが取り組んでいる健康都市連合への加盟を含んではどうか。	横田委員		○	健康都市連合日本支部（事務局：北名古屋市）に確認すると、現在の当該機関の活動としては、年１回の総会においての情報交換のみで、活動は低調であり、加盟することによる効果が期待できないことから総合計画には記載しない。	健康課

（裏面へ続く）

No.	意見箇所	頁	意見の要旨	意見者	意見場所		反映状況	担当部課
					総計審	意見書		
7	基本構想	11	「③未来を担い文化を育む人づくり」の中に、現在増えてきている発達障害の子供に関する取組を記載してはどうか。	木南委員		○	別添：基本構想（素案）のとおり修正 【P11 朱書き】	学校教育課
8	基本構想	11 12	「④地域を支え世界に羽ばたく産業づくり」において、これまで取り組んできたことについては、記述されているが、今後の取組内容が記述されていない。	橋本委員		○	別添：基本構想（素案）のとおり修正 【P11 朱書き】	産業部
9	基本計画	64	若者が集うまちづくりに資する総合運動公園の整備を明記してほしい。	高岸委員 久保田委員		○	別添：基本計画（素案）のとおり記載 「施策29スポーツ・レクリエーション活動の推進」 【P64 記載】	体育振興課
10	基本計画	92	たつの市が住みやすいまちであることを実感してもらえるように、各施策や制度を市内外へ積極的にＰＲする手法を記載すべきではないか。	三木委員	○		別添：基本計画（素案）のとおり記載 「施策43シティプロモーションの推進」 【P92 記載】	まち未来創造課 広報秘書課 観光振興課

第２次たつの市総合計画
基本構想（素案）

平成 28 年 7 月 25 日

≪第 2 回たつの市総合計画審議会資料≫

目　次

第１編　序論

第１章　計画の概要 2
　１　計画策定の趣旨 2
　２　計画の役割 2
　３　計画の構成と期間 3
　４　その他計画等との関連性 4
　５　計画の進行管理 5

第２章　計画の背景 6
　１　本市の地域特性 6
　２　社会の潮流 7
　３　本市の取組状況と今後の課題 9
　４　市民からみた　たつの市の状況 14

第２編　基本構想

第１章　まちづくりの将来像 19
第２章　まちづくりの基本目標 20
　１　安全・安心なまちづくりへの挑戦 20
　２　やすらぎづくりへの挑戦 20
　３　ひとづくりへの挑戦 20
　４　にぎわいづくりへの挑戦 21
　５　ふるさとづくりへの挑戦 21
第３章　将来人口の見通しと財政運営の基本的方向 22
　１　人口 22
　２　財政 24
第４章　土地利用の基本構想 25
　１　土地利用 25
　２　都市構造 25
第５章　施策の大綱 29
　基本目標１　安全・安心なまちづくりへの挑戦 29
　基本目標２　やすらぎづくりへの挑戦 30
　基本目標３　ひとづくりへの挑戦 31
　基本目標４　にぎわいづくりへの挑戦 32
　基本目標５　ふるさとづくりへの挑戦 33
　まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表 34
第６章　総合計画の推進に向けて 35

第１編　序論

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年 9 月に「第１次たつの市総合計画」を策定し、市の将来像である「自然と歴史と先端科学技術が調和し一人ひとりが輝くまち」の実現に向けた取組を進めてきました。平成 24 年 3 月には、計画の進捗状況や時代の変化に合わせた見直しを行い、現在に至っています。

この間、地方自治法の改正により、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、市町村の自主性及び自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

また、景気や雇用の不安定さ、頻発する大規模災害、グローバル化やソーシャルネットワークの普及による社会構造の変化など、社会経済や私たちの生活を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

さらに、日本全体が少子・高齢化の進行による本格的な人口減少社会を迎え、本市においても継続的な人口減少が見込まれており、地方には自らが有する地域資源や地域特性を最大限に活用し、市民と行政の協働による「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むために、長期的な視点で社会情勢の変化を見据えながら、本市が実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する各分野の施策を示し、計画的に実行していくための指針として、第２次たつの市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

２　計画の役割

本計画は、まちづくりの最上位計画と位置付け、各種分野別の計画の基本となるものであり、次の３つの役割を担っています。

① まちづくりの長期的かつ総合的な指針であり、市政をはじめ地域経営の根幹となるものです。
② 市民・行政・関係団体・企業等のまちづくりのすべての主体が共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針となるものです。
③ 国や兵庫県が広域的な諸施策を推進するに当たって、本市の基本的立場を明らかにするものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、10 年計画の「基本構想」と、５年計画の「基本計画」及び３年計画の「実施計画」で構成します。

基本構想　＜平成 29 年度～平成 38 年度＞

市民と行政の共通の目標として、まちの将来像を明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すもので、計画全体の土台となります。

基本計画　＜前期：平成 29 年度～平成 33 年度　後期：平成 34 年度～平成 38 年度＞

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、それを実現するために必要となる基本的施策を分野別に体系化し、各施策の方向性などを示すものです。

実施計画　＜平成 29 年度～平成 31 年度＞※毎年度見直し

基本計画に基づき、重点施策を体系づけるとともに、実施のための事業手法や時期、予算等を明示します。

■第２次総合計画の構成と期間

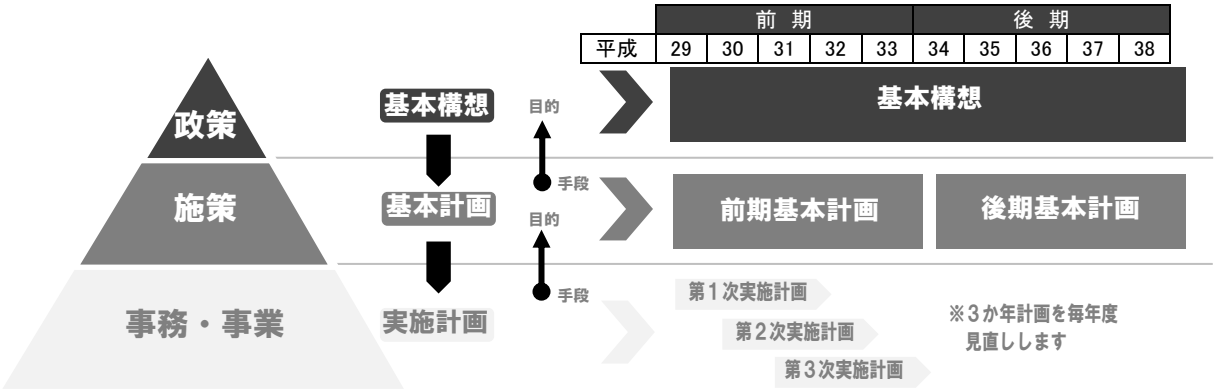

4 その他計画等との関連性

たつの市として統一性のある行政運営を行うため、「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」をはじめ、現在策定されている個別行政計画と第２次総合計画との整合を図ります。

第２次たつの市総合計画

基本構想

■まちづくりの将来像

将来像　：**みんなで創る　快適実感都市「たつの」**

■まちづくりの基本目標

1　安全・安心なまちづくりへの挑戦
2　やすらぎづくりへの挑戦
3　ひとづくりへの挑戦
4　にぎわいづくりへの挑戦
5　ふるさとづくりへの挑戦

■将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

将来人口の見通しと財政運営の基本的な考え方を示し、まちづくりの方向性を示す指標となるもの

■土地利用の基本構想

土地利用について総合的かつ基本的な方向を示したもの

■施策の大綱

まちづくりの目標を実現していくための基本的な方向を示したもの

■総合計画の推進に向けて

人口ビジョン
人口の動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望

基本計画

■まちづくりの重点的な取組

まちづくりの将来像の実現に向けて特に重点的に取り組むもの

■分野別施策

基本構想で掲げた施策の大綱に基づき、まちづくりの将来像を実現するための基本的な施策を示したもの

まち未来創生戦略
人口の動向や産業実態等を踏まえて「雇用創生」「人口還流」「若者未来」「地域活力」に関する施策をまとめたもの

その他の計画

- 都市計画マスタープラン
- 土地利用計画
- 立地適正化計画
- 緑の基本計画
- 地域防災計画
- 子ども子育て支援事業計画
- 幼稚園・保育所再編計画
- 教育大綱
- 地域福祉計画
- 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 国民健康保険保健事業実施計画
- 環境基本計画
- 職員定員適正化計画
- 公共施設等総合管理計画

等

実施計画

基本計画に掲げた施策を年度別に具現化し、どのように実施していくかを明らかにしたもの

5 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、施策ごとの目標を掲げ、その達成状況を確認・評価することで、ＰＤＣＡサイクルによる適切な進行管理を行います。

■計画の進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

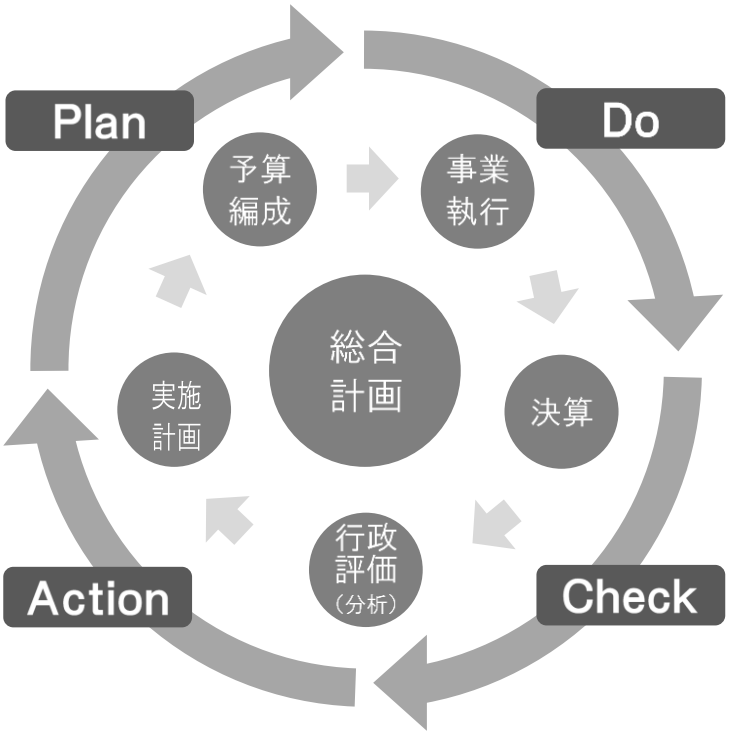

※ＰＤＣＡサイクルとは

事業活動などにおける目標管理のための手法

① Plan（計画）→ ②Do（実行）→ ③Check（評価）→ ④Action（見直し・改善）の段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することをいいます。

総合計画においては、①Plan（総合計画の策定）→ ②Do（総合計画に基づく事業の実施）→ ③Check（実施状況の検証）→ ④Action（事業の見直し、次期計画策定に反映）というサイクルになります。

第２章　計画の背景

1　本市の地域特性

本計画を策定するに当たり、踏まえるべき本市の地域特性を整理します。

①　位置・地勢

本市は、兵庫県の南西部、西播磨地域に位置し、東西 15.7km、南北 29.8km と南北に長い地形で 210.87 ㎢の面積を有しています。市域の北側には中国山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で清流揖保川が流れており、自然環境に恵まれた地域です。

②　歴史・沿革

本市は、市内に清流揖保川が流れ、瀬戸内海に面する水運に恵まれ、山陽道、美作道、筑紫大道、因幡街道がとおり、さらに播磨随一といわれた室津港を擁し、陸路・海路の交通の要衝として発展し、豊かな歴史が育まれ、今にその伝統が伝えられています。

昭和 26 年に旧町村が合併して誕生した龍野市、新宮町、揖保川町、御津町は、強い結び付きを持つ同一生活圏であったことから、平成 17 年 10 月 1 日に合併し、新「たつの市」が誕生し、市域、人口、産業構造が大きく変化しました。

③　まちの魅力

本市には、農産物、瀬戸内魚介類をはじめ、手延素麺や醤油醸造、皮革産業といった多様な地場産業があります。市北西部に位置する播磨科学公園都市では、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 を核とした先端科学技術が集積しています。

また、山陽自動車道、国道２号、179 号、250 号が市域を貫き、中国横断自動車道姫路鳥取線の整備も進められているなど、広域的な道路アクセスが充実しています。さらに、鉄道ではＪＲ山陽本線・姫新線が運行され、阪神間も通勤圏内となっています。

龍野城とその城下町は、武家屋敷や町家が多く残り、また、市南部の室津は、港町として 1300 年の歴史があり、海と陸の接点、宿場町として栄え、往時をしのぶ歴史的町並みを形成しているほか、古代から近世に至るまで、数多くの歴史的資源が残されており、歴史と文化に彩られたまちです。

2 社会の潮流

近年、私たちの生活を取り巻く社会経済状況は様々な面で大きく変化しています。本計画において留意すべき社会の潮流を整理します。

① 継続的な人口減少と人口構造の変化

○日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少し、本格的な人口減少社会が到来しています。
○日本の合計特殊出生率は、平成 27 年で 1.46 と、人口維持に必要な 2.07 を大きく下回っています。
○若年層（特に若年女性）の地方から大都市への流入が増大し、高齢層の都市部から地方への流出が減少しています。
○平成 37 年には、「団塊の世代」が 75 歳以上を迎えることから後期高齢者の急増が見込まれ、医療や介護などにかかる費用の増大や地域活力の低下が予測されます。

② 安全・安心の確保への関心の高まり

○台風や集中豪雨、地震などの自然災害が多発し、将来、南海トラフ地震の発生も懸念されており、利便性、快適性だけでなく、安全・安心への関心が高まっています。
○災害による被害を最小限に食い止めるため、ハード（施設や設備）整備だけでなく、地域における防災組織の充実や避難時の助け合いなどソフト面の取組が求められています。

③ 環境保全の重要性の高まり

○温暖化の進行により、気温や海水面の上昇をはじめ、異常気象の発生、生態系や農作物への影響をもたらすことが予測されており、自然環境や生物多様性の保全、自然エネルギーの活用、低炭素型・循環型社会の構築などが求められています。
○市民・関係団体・事業者・行政などの主体それぞれが、環境保全意識を高め、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があります。

④ 産業構造の変化と地域経済の現状

○全国的に製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出など、産業構造が変化しています。
○第１次産業、第２次産業が減少し、第３次産業が増加する傾向が続いており、農林業や製造業の衰退により、地域における雇用機会の減少など、まちの活力の低下につながることが懸念されます。

○有効求人倍率は上昇し、一人当たり賃金や就業者数が前年比でプラスとなるなど、雇用・所得面での改善がみられますが、地方における人手不足は顕在化し、地域に密着した産業振興や若者の雇用機会の確保、女性が働きやすい職場環境づくりなど、活力維持に向けた対応が求められています。

⑤ 高度情報技術の進展

○携帯電話やインターネットなど、情報通信技術の進展・普及により、生活利便性が向上し、だれもがいつでもどこでも必要な時に必要な情報を得ることができる環境となっています。

○時間や距離に関わらず、情報交換や交流ができるようになっており、大都市から離れ、地方に拠点を置く企業もみられはじめています。

⑥ 地域のつながりの大切さの再認識

○価値観やライフスタイルの多様化、核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、コミュニティ機能の低下が懸念される一方、東日本大震災を契機として、助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。

○地域課題への対応について、「自助・共助・公助」の考え方によるまちづくりが求められています。

⑦ 地方分権の進展と広域連携の推進

○地方分権の進展により、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。

○社会保障関係経費の増大などによる厳しい財政状況の中で、行政能力の向上や、効果的・効率的な行政運営を推進するなど、行財政改革に取り組んでいく必要があります。

○地方自治体の役割や権限が拡大する中で、行政サービスの充実や効率化を進めるとともに、新たな枠組みによる地域の魅力や活力の創出が求められており、自治体間で互いに協力し、補完しながら、広域的な連携を推進していく必要があります。

3 本市の取組状況と今後の課題

計画策定の背景となる本市の地域特性や社会の潮流を踏まえるとともに、第１次たつの市総合計画における取組状況を検証し、今後の本市のまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

① 自然と調和した快適で安心な環境づくり

自然環境　住環境　安全・安心　循環型社会

「たつの市環境基本計画」の全面改訂に向けた調査等を実施しており、災害に強い森づくり、都市公園の整備、公共施設等の緑化に取り組みました。今後も引き続き自然環境の保全に努めるとともに、より多くの緑地の確保を図ることが必要です。

快適な住環境整備のため、市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅は計画的な改修や建替計画に取り組んだほか、一般住宅の耐震性向上の支援、空き家の適正管理の指導、空き家等対策計画策定のための空き家実態調査を行ってきました。併せて~~快適な住環境整備のために~~安全で良質な水を供給する高度浄水施設整備事業や公共下水道整備事業等を実施しました。今後はこれまでに整備した施設の延命化や水道管等の耐震化・老朽化対策に取り組む必要があります。また、定住人口の増加対策として実施した住宅取得支援制度は、一定の効果が表れています。

防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの情報発信システムを活用し、市民へ災害情報の周知を図るとともに、防災ハザードマップの全戸配布、自主防災組織の育成や助成に取り組んだほか、雨水浸水対策を実施しました。災害が発生した際に総合的かつ計画的な対策を定めた「たつの市地域防災計画」については、国、県の動向を注視し、随時見直しを図るため一層の防災対策の充実が必要です。また、ゲリラ豪雨等の自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、新たに防災関係機関等と災害時応援協定を締結し、一層連携強化を図ることが必要です。

消防力の強化や行財政運営の効率化と基盤強化を図るため、西播磨地域３市２町による西はりま消防組合を発足させ、高機能消防指令センターの運用を開始し、指揮命令系統の一元化と効果的な部隊運用を実現しました。今後、さらに広域的な消防体制の充実強化を図ることが必要です。また、消防団の施設整備及び団員の消防技術、資質の向上並びに事業所等の自衛消防組織の育成を促進し、協力連携体制の強化を図ることが必要です。

交通安全対策として、交通危険箇所の改良整備や、市民への交通安全啓発活動に取り組みました。今後の高齢化の進展に対応して、高齢者を含むだれもが安全で安心して通行ができる環境を整備することが必要です。また、近年増加している悪質商法から消費者を守るため、さまざまな啓発活動を通じて、被害の未然防止に努めました。今後の高齢化社会を見据えた市民の暮らしの安全の確保に取り組むことが必要です。

ごみの処理量は、減少傾向にありますが、引き続き資源ごみの分別、生ごみ減量化、堆肥化などに取り組むとともに、地球温暖化防止活動の推進、こどもエコクラブなどによる環境保全意識の向上につなげる必要があります。

② 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり

地域福祉 **高齢者福祉** **子育て支援** **保健・医療**

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者福祉サービスや介護予防サービス等の適切な提供体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや交流活動の機会づくりなどの支援を実施してきました。また、障害者総合支援法の施行により、障害者へのより良いサービス利用のための支援を行いました。今後は、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民だれもがその人の状況にあった支援が受けられるという新しい地域包括支援体制の整備を進めるとともに、だれもが何らかの役割を担い、人と人とが支え合う地域づくりへの取組が必要です。

子育て家庭を対象にした各種手当の支給などの経済的支援とともに延長保育や一時預かり、放課後児童クラブの充実、病後児保育事業の実施、ひとり親家庭等への母子父子自立支援員の配置に取り組みました。また、子育て相談や虐待通報などに対応するため、家庭児童相談室の充実を図った結果、相談等は増加傾向となっており、今後は専門的知識の研修など、より一層の支援が求められています。さらに、就学前児童の一定の集団を確保し、教育・保育を一体提供するため、認定こども園を推進しています。

一方、市民団体とともに、未婚の男女の出会いの場を提供するイベントを開催し、市全体で結婚の機運を醸成する取組を行いました。

市民の健康づくりのため、妊娠期から切れ目のない支援、乳幼児健診の実施、市民総合健診の受診率向上を図るための受診しやすい体制づくり、高齢者を対象とした体操による介護予防、食育の推進などに取り組みました。今後、高齢化の進行や食生活の変化などを踏まえ、子どもから高齢者まで各世代に応じた健康づくりに取り組むことが求められています。

このため、特定健診・特定保健指導の実施率向上による疾病予防を進めることや、医療機関と連携した重症化予防に取り組むことで、医療費の適正化を図ります。また、引き続き市民病院の経営健全化を推進するとともに、救急医療、小児医療等地域で必要とされる医療の確保に努めます。~~また、安心できる医療体制の充実を図るとともに、医療費の適正化及び市民病院の経営健全化に取り組んできましたが、不足している小児科及び産婦人科の医師の確保が必要となっています。~~

③ 未来を担い文化を育む人づくり

学校教育 **生涯学習** **歴史・文化** **スポーツ**

小・中学校においては、児童・生徒の実態に応じた少人数指導を実施し~~や~~、特別な支援が必要な児童・生徒に対して特別支援教育支援員・介護員を配置するなど、きめ細かな指導を推進しました。さらに、~~支援員の配置などきめ細かな指導、~~児童・生徒の人権意識の確立のための啓発活動、研修等を実施し、教職員の資質向上など教育環境の充実を図るとともに、生きる力を育てるため、キャリア教育やトライやる・ウィーク、環境体験学習など系統性のある~~の~~体験活動を実施しました。また、相談員やスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題も含め、教育相談体制を整えたとともに、タブレット端末の導入などＩＣＴを有効に活用した分かりやすい授業を推進するため、教職員の研修などを実施しました。さらに、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送るため、老朽化した施設の整備や計画的な学校施設の耐震化に取り組んだほか、児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブの充実や青少年参加型事業の開催に努めてきました。今後もこども未来応援塾の開設等、児童・生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな教育を展開するとともに、道徳の教科化や小学校における英語の教科化などに対応するため、教職員等の指導力の向上を図ることが必要です。

市民を対象とした生涯学習の各種講座の開催、人権学習の推進や意識の高揚を目的にした講座などを実施しました。多様化する市民の学習ニーズや意識に対応するため、生涯にわたって学び続けることができる学習体制の整備を図ることが必要です。

歴史的景観形成地区における町並み整備助成事業の実施や文化財の特別公開など歴史文化遺産の保全・活用、美術展や文化祭などによるたつの文化の振興等に努めました。今後も世代を問わず歴史・文化にふれることのできる環境整備を進める必要があります。

また、スポーツやレクリエーションの充実を図るために各種スポーツ大会・教室等の推進及び施設の環境整備に取り組んできましたが、今後は既存施設の維持管理に努め、施設の整備及び施設数の適正化を図ることが必要です。

④ 地域を支え世界に羽ばたく産業づくり

農林業 **水産業** **観光業** **商工業**

農地や農業用施設を整備し、地域の維持管理活動を支援するとともに、農地中間管理事業の推進や集落営農組織の法人化等に努め、農産物のブランド化や６次産業化にも取り組みました。また、防護柵の設置や捕獲活動による有害鳥獣対策に努め、農作物の被害防止を図りました。今後も生産性の向上や経営の効率化、担い手づくりを推進するとともに、地産地消にも取り組む必要があります。~~農地や農業用施設を整備し、地域の維持管理活動を支援するとともに、農地中間管理事業の導入や集落営農組織の法人化等によって生産性の向上や経営の効率化、担い手づくりを推進しました。また、農産物のブランド化や６次産業化、地産地~~

~~消に取り組み、農業の振興に努めました。さらに、防護柵の設置や捕獲活動による有害鳥獣対策に努め、農作物の被害防止を図りました。~~

漁港や海岸保全施設を整備するとともに、担い手の育成や稚魚育成放流事業の推進、イベント開催による海産物の PR 等を行いました。今後も引き続き、「つくり育てる漁業」の推進と牡蠣をはじめとする海産物のブランド化、販路拡大に取り組み、水産業のさらなる振興を図ります。~~漁港や海岸保全施設を整備するとともに、担い手の育成や「つくり育てる漁業」の推進に努めました。また、牡蠣をはじめとする PR イベントを開催するなど、海産物のブランド化と販路拡大にも取り組み、水産業の振興を図りました。~~

体験型観光を積極的に導入し、周遊性を高める観光パンフレット・ビデオを作成しました。今後も新たな観光資源の発掘と有効な情報発信によって、さらなる観光客誘致に取り組む必要があります。また、引き続き本市イメージキャラクターのデザイン入り商品の開発も支援します。~~体験型観光を積極的に導入し、周遊性を高める観光パンフレットを作成するなど、豊富な観光資源を生かした観光客誘致に取り組みました。~~また、町並み整備助成事業、歴史的建造物活用支援事業を実施したことにより、景観整備が進み、イベントの認知度も高まり参加者も増加しました。一方で、歴史的建造物の維持管理が困難になり空き家・空き地が増えています。

サミット開催等により地場産業を広くＰＲするとともに、市内創業に対する支援制度を創設しました。また、企業立地の優遇制度拡充と緑地面積基準に係る規制緩和を実施しました。今後は、産業の活性化と企業誘致・留置をさらに推進し、雇用の創出と商工業の振興の振興を図る必要があります。~~サミット開催等により地場産業を広くＰＲするとともに、企業誘致・留置を推進するため、企業立地の優遇制度拡充と規制緩和を行うなど、商工業の振興に努めました。また、市内創業に対する支援制度を創設するなど、産業の活性化、雇用の創出にも取り組みました。~~

⑤ 活力あふれる交流と連携のまちづくり

土地利用 **市街地整備** **交通基盤** **市民参画・協働** **市政運営**

各地域の市街化区域では、優良な宅地の供給が継続的に行われているほか、駅周辺の整備と併せて JR 姫新線及び JR 山陽本線の利便性の向上と地域の活性化に向けて市民と協働のまちづくりについて検討するなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

市街化調整区域においては、特別指定区域制度を活用し、市民が主体のまちづくりを進めてきました。今後は人口減少、少子高齢化社会を見据えて、良好な住環境と都市機能施設の集約及び誘導に努め、コンパクトで持続可能なまちづくりに向けて計画的な土地利用を進めることが必要です。

また、市民の暮らしと交流に欠かすことのできない道路については、龍野揖保川御津線、広山高駄線の全線開通に続き、門前松原幹線の整備や道路橋の計画的な点検、修繕及び、主要な橋梁の耐震化等に取り組んできました。今後も国や県、関係市町と協力し、幹線道路網の整備、道路ストックの適切な管理による健全性の確保を進めるとともに、市民生活の利便

性の向上を図るため、効率的な道路整備や公共交通の維持・改善、公共交通空白地の解消など、総合的な交通ネットワークを進めることが必要です。

市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、コミュニティ意識の醸成や市民の主体的な公益活動に対する支援に取り組むとともに、市民と行政、市民と市民の意見交換や情報交換の場の充実、市政情報の積極的な発信等に取り組んできました。さらに地域の活力を維持・向上させるため、自治会組織や市民の公益活動グループによる地域コミュニティ活動を推進するとともに、市民の知恵や創意工夫を反映させ協働できる体制づくりに取り組むことが必要です。

市政運営においては、「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」に基づき、経費削減のみの行政改革から、市民自ら考え、自ら行動する真に自立したまちづくりの実現に向けた取組を推進してきました。今後は施設の維持補修や建替、配置のあり方を総合的かつ計画的に検討するとともに、指定管理者制度の導入による業務の効率化や利便性の向上、さらに道路、橋りょうなどのインフラのあり方についても基本的な方向性を示す計画を策定することが必要です。

4 市民からみた　たつの市の状況

本計画及び「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」を策定するに当たり、まちづくり等に関する市民のみなさまの意見や考えを把握するためにアンケート調査を実施しました。ここで得られた市民の思いを計画へとつなげていきます。

調査概要

実施時期：平成 27 年６月　　調査対象者：たつの市に在住する 18 歳以上の市民

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
4,000	1,460	36.5%	1,435	35.8%

◇市民の施策への満足度

自然と調和した快適で安心した環境づくりへの満足度は高く、
活力あふれる交流と連携のまちづくりへの満足度は低くなっています。

施策内容			満足度平均
自然と調和した快適で安心な環境づくり	1	河川や山林などの自然環境が守られ、生かされている	3.24
	2	住宅や公園の整備がなされ、上下水道の維持管理が保たれている	3.30
	3	安全・安心な環境のために防犯・防災・救急・消防体制が整っている	3.21
	4	ごみの減量化や環境保全活動に取り組んでいる	3.37
健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり	5	障害者が自立した生活を送り、社会参加しやすい環境である	2.81
	6	高齢者が生きがいを持ち、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境である	2.76
	7	子どもを安心して産み育てられ、子育て支援・ひとり親家庭等の自立促進支援が充実している	2.69
	8	安心して医療にかかれる体制、健康づくり支援が充実している	2.77
未来を担い文化を育む人づくり	9	幼児教育から学校教育まで、子どもの発達段階を踏まえた教育が充実している	2.90
	10	生涯学習・国際交流・青少年育成・人権教育が進んでいる	2.85
	11	歴史文化遺産が保全され、芸術文化活動が推進されている	3.02
	12	スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われている	3.01
地域を支え世界に羽ばたく産業づくり	13	ため池・農道などの基盤整備が進み、地域の特色を生かした魅力ある地産地消が推進されている	2.87
	14	漁港整備や漁業の推進など、水産業基盤の整備が行われている	2.97
	15	観光施設や観光イベントが充実し、観光の魅力が市内外にPRできている	2.87
	16	商業活性化の促進や企業誘致、雇用の場の確保・創出が進んでいる	2.48
活力あふれる交流と連携のまちづくり	17	中心市街地や地域拠点の整備など、計画的な土地利用が進められている	2.60
	18	アクセス道路や駅前広場など駅周辺の整備が進んでいる	2.82
	19	幹線道路の整備が進み、公共交通を利用しやすい環境づくりが進んでいる	2.77
	20	市民が市政に参画し、地域課題を地域で解決できる自立のまちづくりが進んでいる	2.70
	21	庁舎や公共施設が有効活用され、関係市町との連携が図られている	2.74

■ は上位５件　□ は下位５件

◇これからのまちづくりついて

安心・安全に暮らし続けられる生活環境が求められています。

福祉の充実や安心して出産・子育てできるまちについては満足度が低く、今後の取り組みの重要度が高い分野であるといえます。また、高齢者や障害者が入所できる施設の整備や自立できる就労支援策の充実を図ること、保育サービスの充実、子育て家庭に対する経済的支援の充実などが求められます。

防災・防犯体制の整った安全・安心のまちについては満足度も高く、今後の取り組みの重要度も高いことから、犯罪の起こりにくい環境づくりや災害時の連絡体制の充実など、暮らしの安全・安心について行政と市民が課題を共有し、その解決に向けて協働で取り組むことが重要です。

＜たつの市が将来どのようなまちになってほしいか＞

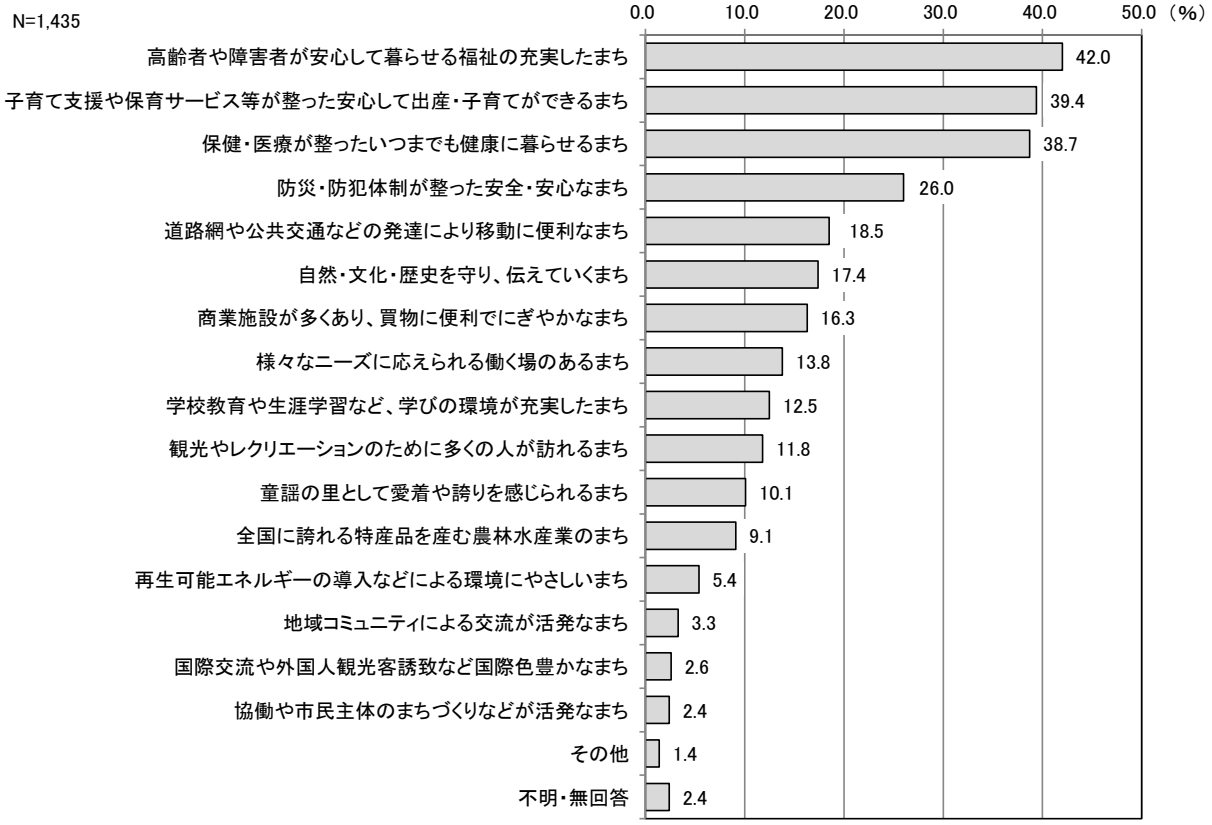

＜今後、力を入れるべき取組　（上位５項目）＞

【安全・安心】

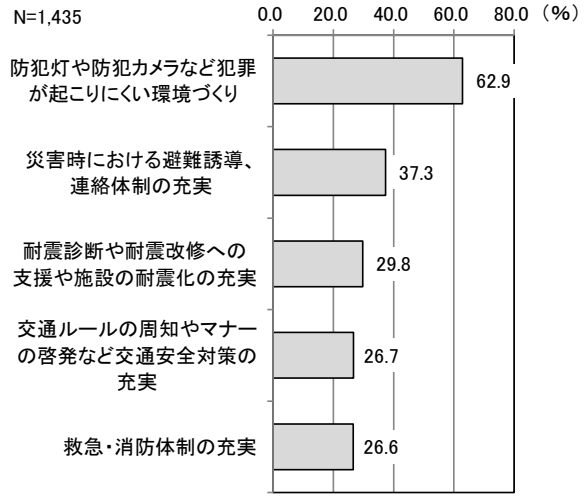

【健康づくり・医療】

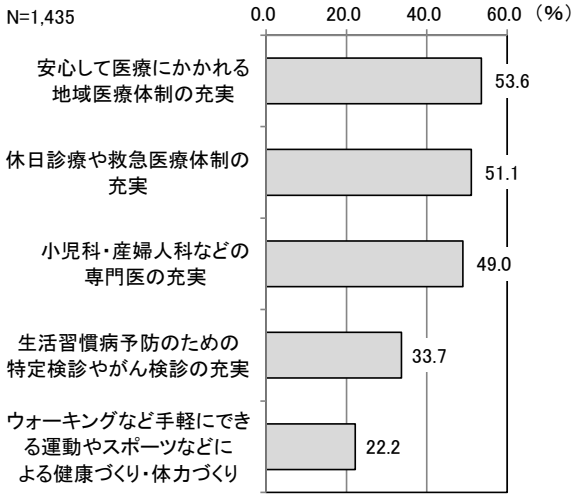

【福祉】

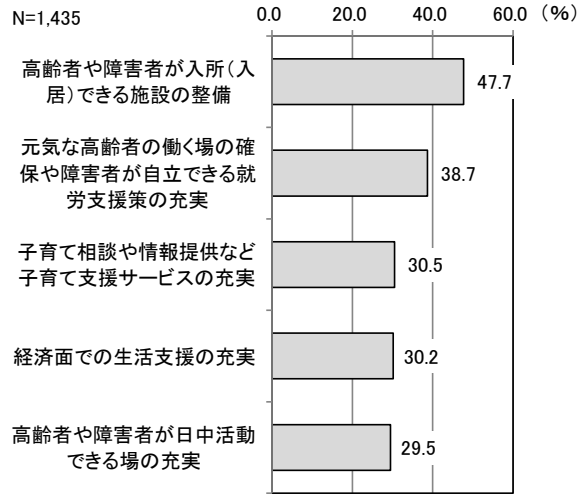

【子育て環境】

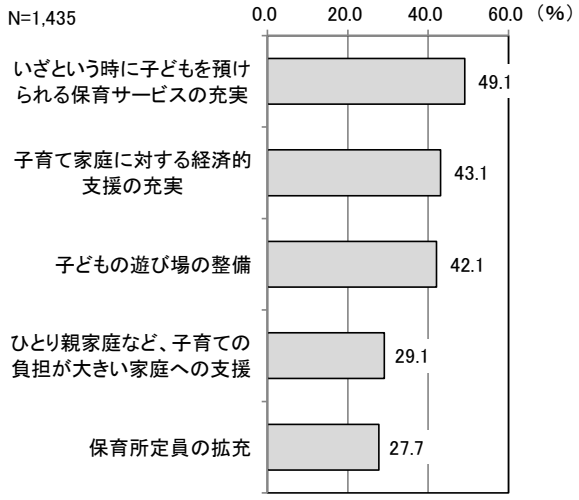

【産業・観光振興】

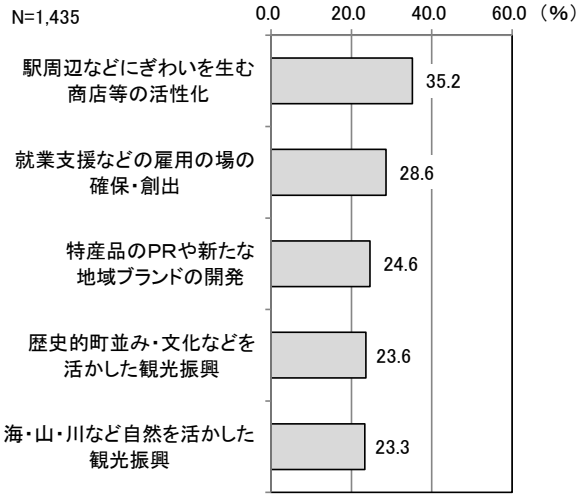

【交通】

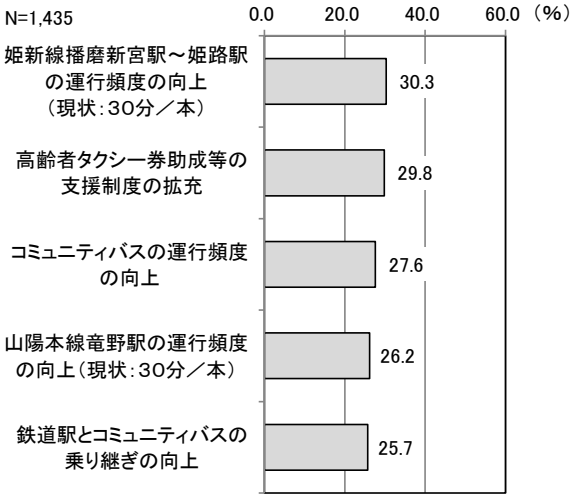

第２編　基本構想

第１章　まちづくりの将来像

本市では、第１次たつの市総合計画において、「自然と歴史と先端科学技術が調和し一人ひとりが輝くまち」をまちづくりの将来像として各分野の取組を進めてきました。

平成 27 年度には、新市施行 10 周年を迎えましたが、この間のまちづくりは、合併前のそれぞれの市町が有する個性あふれる資源を活用して、市域全体が調和するまちづくりに努めてきました。

そして今、地方は地域住民の合意を形成し、新たな施策をプロデュースする「地域力」を涵養し、地方創生の深化を図る挑戦が求められています。

まさに今この時が、「調和の 10 年」から「挑戦の 10 年」へと新しいステージの扉を開く時なのです。

これからの 10 年間、山、川、海が織りなす豊かな自然を地域の宝として守り、生かすとともに、先人が築き上げてきた文化は、現代を生きる私たちが新たな歴史を刻むことでさらに魅力を高め、先端科学を中心とした産業は、未来に向けた可能性を広げるなど、それぞれの地域資源の強みを活用しながら市民・行政・団体・企業など、あらゆる主体が連携・協働し、未来を創りだしていくまちづくりに挑戦していきます。

そして、市民が自信と希望を抱き、ふるさとへの愛着と誇りを持ちながら、すべての人が住み続けたい、住んでみたいと実感できるまちを目指し、まちの将来像を次のように掲げます。

◆まちの将来像

みんなで創る　快適実感都市「たつの」

これからのまちづくりは行政だけでは動かせません。市民自らが「こんなまちにしたい」という希望を持ち、自信を持って主体的に参加することが必要となります。

また、市民、行政だけでなく、企業や団体などを含め、まちづくりに関わる主体それぞれが自立しつつ、ときに連携・協働しながらまちづくりを進めていくことが重要です。

「自信と希望に満ちた市民が輝く　自立・連携・協働のまちづくり」を理念として、「みんなで創る　快適実感都市たつの」の実現を目指します。

第２章　まちづくりの基本目標

１　安全・安心なまちづくりへの挑戦
自然を守り　だれもが安全に安心して住み続けたくなるまち

清流揖保川、林田川、美しい瀬戸内海、緑豊かな山林、肥沃な土壌は、かけがえのない貴重な資源です。その恵まれた自然環境や地域の特性を生かしながら、身近な生活環境や生物多様性の保全を図り、自然と共生する社会の実現に努めます。循環型社会の構築においては、リデュース・リユース及びリサイクルの促進に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進など、低炭素社会への取組による地球温暖化の防止を推進することにより、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現を進めます。

また、だれもが安心して生活できる住環境の整備や雨水浸水対策に取り組み、交通の利便性を高めるための道路整備、道路ストックの計画的な点検、修繕による健全性の確保、公共交通の充実を図るとともに、地域の特性を生かし、人口減少や少子高齢化に対応できるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指します。

さらに市民・事業者・行政が一体となった防災体制を強化し、災害に強い基盤整備に努めるとともに、犯罪から市民の生命・財産を守る安全・安心なまちづくりを目指します。

２　やすらぎづくりへの挑戦
子育てにやさしく　すべての市民が健やかに暮らせるまち

市全体で未婚の男女の出会いを支援する機運を醸成し、行政を始め地域社会全体が協力し子育て支援を充実するとともに、妊娠から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行うための体制を整備します。また、就学前児童への教育・保育の一体提供や小学校への円滑な接続に取り組み、すべての子どもが生き生きと育つ環境づくりを進めます。

一方、複合的な課題を抱える高齢者、障害者、生活困窮者を含め、地域に暮らすすべての住民が必要とする支援が受けられる包括的な支援システムを構築するとともに、市民主体の福祉コミュニティの形成を推進し、だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、健康づくりの支援や疾病予防に取り組むとともに、安心できる医療体制の充実を図り、市民が健やかに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

３　ひとづくりへの挑戦
学都たつのの輝きと　歴史・文化が薫るまち

義務教育においては、小中一貫教育の導入や確かな学力の確立に向けた基礎学力向上に取り組むほか、情報教育（ＩＣＴ活用）の一層の推進を図り、豊かな心を育むための心の教育の推進、生きる力を育てるキャリア教育・国際理解教育を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。

また、だれもが生涯にわたり、学習することができる機会や場の充実に努めるとともに、

スポーツ・レクリエーションに気軽に親しむための環境整備や活動を進めます。

さらに、市独自の歴史・文化は、ひとづくりにおいて貴重な財産であることから、まちづくりに生かしながら保存・継承に努め、将来に引き継いでいきます。

まちづくりの主役となるひとづくりにおいては、人権尊重・男女共同参画の視点も重要となることから、総合的な人権施策の推進に努めます。

4 にぎわいづくりへの挑戦
新たな地域産業の創出と　観光立市を目指すにぎわいのまち

農林水産業においては、効率的・安定的な経営を目指し、担い手の育成やブランド化、6次産業化、地産地消を推進します。特に農業では、農地の基盤整備と集積・集約化をはじめ、地域の維持管理活動に対して積極的に支援します。

また、地場産業のさらなる発展と企業立地を推進するとともに、起業に向けた環境整備のため、新たな支援施策を展開し、商工業の振興と雇用の創出に努めます。

さらに、自然環境や町並みなどの観光基盤の整備に取り組むとともに、既存の観光資源に加え、市のイメージキャラクターやご当地グルメを活用した魅力の発信に努め、観光産業の振興を図ります。

5 ふるさとづくりへの挑戦
市民や地域と協働し　地域力があふれるまち

持続可能な社会の実現を目指し、市民が自ら地域の課題を地域で解決できるよう、地域コミュニティ活動を推進するとともに、市民が市政に参画できるよう、市政情報を積極的に発信・公開し、情報を市民と共有して、行政と市民、さらに企業・団体との協働による市民参加のまちづくりを進めます。

また、世代・地域を超えた交流活動の推進や市内外に本市の魅力を伝えるシティプロモーションの展開により交流人口の増加、地域イメージの向上を図り、地域の活性化に努めます。

さらに、幅広い国際理解やグローバルな視野を持った人材を育成するため、国際交流を推進し、多文化共生社会の実現を目指します。

より効率的で効果的な行政運営を確立するために、少子高齢化などの社会事情の変化に適切に対応できるよう努め、さらに近隣市町との連携を強化し、広域課題に取り組み、播磨圏域の活性化や魅力を高めるよう広域行政を推進します。

第３章　将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

1　人口

①　人口の将来見通し

第１次総合計画の将来人口フレームでは、目標年次 2016 年（平成 28 年）の見通し人口を 83,000 人と想定していましたが、2015 年の住民基本台帳の人口は 79,072 人と約 4,000 人下回っている状況です。

今後、全国的に人口減少、少子高齢化傾向にある中、本市の人口についても減少していくことが予想されるとともに、2022 年（平成 34 年）には高齢化率が 30%を超える見通しとなっています。

		住民基本台帳		将来推計（たつの市人口ビジョン）		
		2010年（平成22年）	2015年（平成27年）	2017年（平成29年）【総合計画策定】	2022年（平成34年）【5年後】	2027年（平成39年）【10年後】
総人口(人)		81,405	79,072	78,147	75,994	73,946
年齢別人口	0～14歳	11,405（14.0%）	10,533（13.3%）	10,235（13.1%）	9,665（12.7%）	9,435（12.8%）
	15～64歳	51,198（62.9%）	46,986（59.4%）	45,766（58.6%）	43,233（56.9%）	41,486（56.1%）
	65歳以上	18,802（23.1%）	21,553（27.3%）	22,146（28.3%）	23,096（30.4%）	23,025（31.1%）
世帯数		28,943	29,939	30,351	31,396	32,476
1世帯当たり人員		2.81	2.64	2.57	2.42	2.28

※住民基本台帳の数字は、各年次 3 月 31 日現在

②　人口減少の要因分析

平成 27 年度に策定した「たつの市人口ビジョン」において、現在の人口減少の傾向について分析しており、その要因として、「転出超過が続く社会減と、少子・多死社会における自然減の加速の両面が進行」していることが挙げられます。

社会減の要因として、若年層の流出は規模が縮小しており、ファミリー層の転入減少が本市における大きな要因となっています。一方で少子化の要因として、晩婚化による初産年齢の上昇、核家族化による祖父母からの子育て支援を受けづらい状況がうかがえます。

③　人口フレーム設定の考え方

人口減少の要因を分析した上で、「たつの市人口ビジョン」では、人口の将来展望を設定しており、人口対策として「たつの市総合戦略」で定めた取組と整合を図りながら、本計画においても、これに準じた人口フレームを想定します。

④ 将来展望人口

「たつの市総合戦略」に基づく、定住・転入促進、転出抑制などの社会増対策、子育て支援や結婚支援等の自然増対策を図ることで、人口の減少抑制を図ります。

なお、将来展望人口の想定条件は次のとおりです。

基準人口：2010 年-2015 年の住民基本台帳人口（人口ビジョン策定時の直近５か年）
生存率　：2010 年-2015 年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出
合計特殊出生率：「2040 年に 2.07」に向けて段階的に上昇。
移動率：2010 年-2015 年の住民基本台帳及び人口移動調査各歳別報告書から算出した数値に基づき、2021 年以降、転出超過層の移動率を 0.5 倍として設定。
※上記に加え、県の社会増対策による加算を追加しています。

■総人口の将来推計

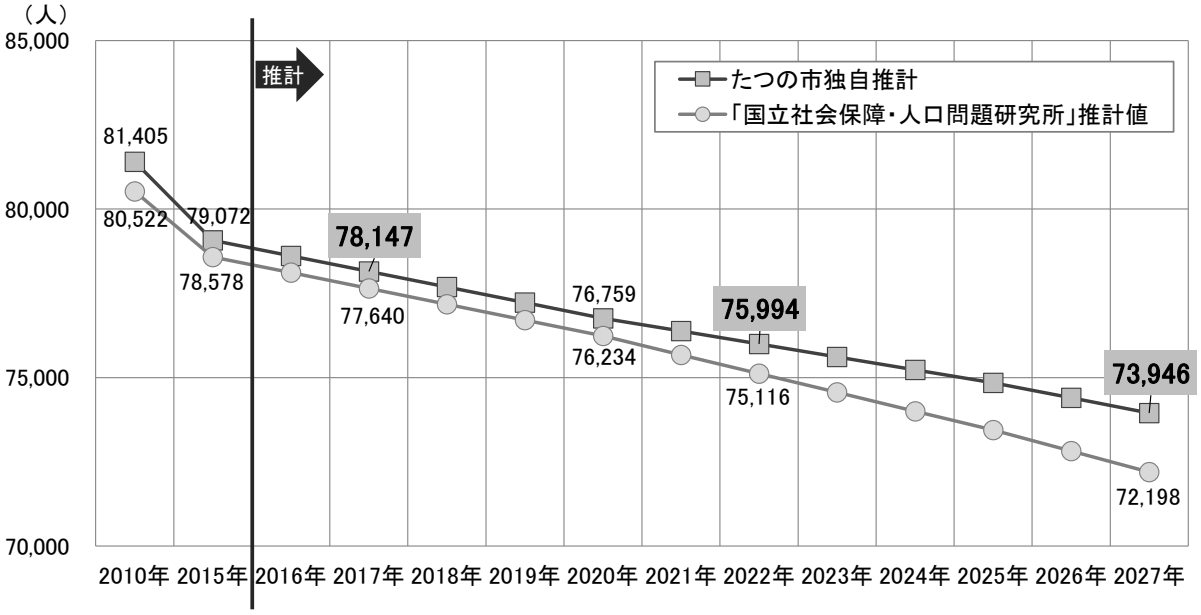

■年齢３区別人口の将来推計

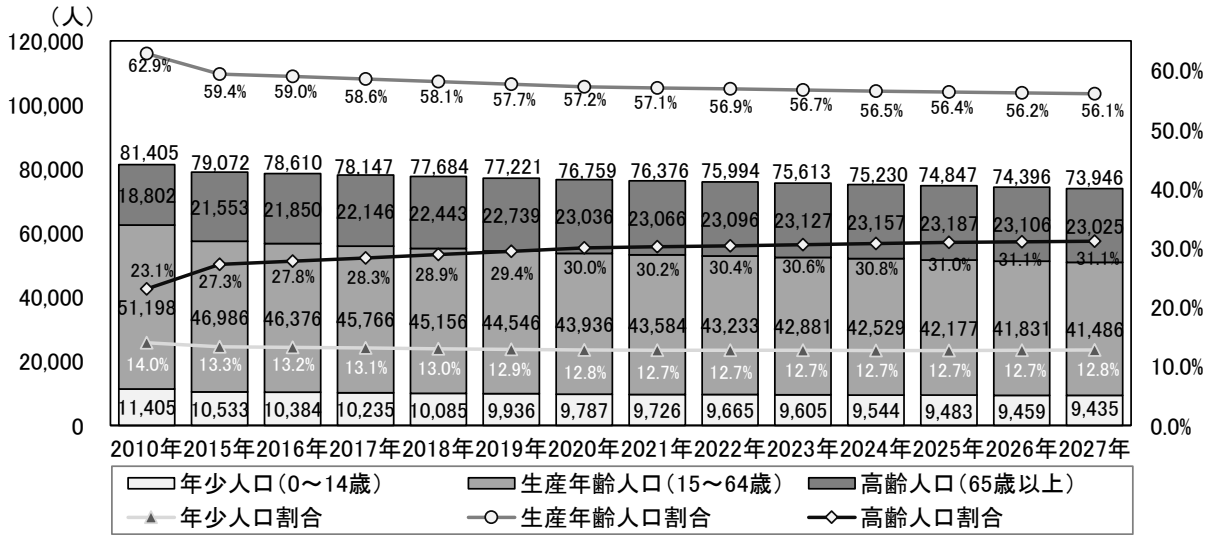

第２次たつの市総合計画における人口フレーム

第２次たつの市総合計画では、企業誘致や起業家の育成、既存企業への支援強化等による雇用の創出、安心して子育てできる経済的安定の確保と子育て・教育環境の充実をはじめ、本市の魅力の効果的なＰＲなど、定住化を促進する施策を展開し、2027 年（平成 39 年）の将来人口フレームを **74,000 人**と設定します。

２ 財政

本市の財政状況は、合併以降、行財政改革に取り組む一方、普通交付税の合併算定替の特例を受け、新市建設計画による普通建設事業を年度間バランスに配慮して推進した結果、概ね財政指標は適正な数値で推移しています。

このような状況の下、国においては、平成 28 年度から平成 32 年度を対象とした「経済・財政再生計画（平成 27 年度閣議決定「骨太方針 2015」）」において、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、国・地方ともに歳出増加を前提とせず、徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要があるとし、頑張る地方を支援できるよう地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から地方財政制度の改革をするとしています。

そこで本市としては、当該計画に示された「※見える化」「※ワイズ・スペンディング」という考え方を踏まえ、効率的な人員配置や公共施設等の再編等、行財政改革を積極的に進めていくとともに、毎年度見直しを行う実施計画や予算編成の中で、事業の平準化、選択と集中及び優先順位による施策の実施を行い、健全化判断比率や資金不足比率並びに統一的基準による地方公会計による財務書類に基づく財政指標を踏まえ健全な財政運営に努めます。

※見える化とは

「①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への問題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる」ことをいう。

※ワイズ・スペンディングとは

「政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという積極的な発想」のことをいう。

第４章　土地利用の基本構想

１　土地利用

土地は「住む、働く、学ぶ、憩う」といった市民生活の最も基礎的な社会基盤であるとともに、地域の発展に深く関係する大切な資源です。

土地利用に当たっては、以下の６つの方針を定め、豊かな自然や田園環境、歴史・文化の保全・活用に努めるとともに、まちの機能の既存ストックを活用しながら都市機能や生活利便施設を集積させたコンパクトシティの実現を図り、本市の魅力を発信しながら快適な生活ができる土地利用を進めます。

基本方針

① 地域の特性にあった土地利用の推進
② 都市施設の適正な配置
③ 土地利用の規制及び誘導体制の充実
④ 安心して暮らせる居住環境の創出
⑤ 豊かな田園環境の保全と活用
⑥ 自然環境の保全と活用

２　都市構造

本市は１市３町が合併したまちであり、それぞれの地域が１つの都市として成立する都市機能を有しています。土地利用に当たっては、今後もその機能を保ち、かつ、充実させつつ連携を図ることが望ましいと考えます。

そのため、各地域の中心部に都市機能や生活利便施設を集積させ、その周辺に住宅地を誘導するコンパクトな市街地の形成を図ります。

また、最も公共施設や商業施設の集積度の高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」と定め、各地域の都市交流拠点や新都市交流拠点、流通業務拠点を「地域核」とし、道路や公共交通機関、情報等のネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

◇各地域の都市拠点

地域	核	拠点	位置
龍野地域	中心核	都市交流拠点	ＪＲ本竜野駅及び市役所周辺市街地
	地域核	流通業務拠点	山陽自動車道龍野西Ｉ.Ｃ周辺市街地
新宮地域	地域核	都市交流拠点	ＪＲ播磨新宮駅周辺市街地
	地域核	新都市交流拠点	播磨科学公園都市
揖保川地域	地域核	都市交流拠点	ＪＲ竜野駅周辺市街地
御津地域	地域核	都市交流拠点	御津総合支所周辺市街地

◇拠点

多様な都市的機能を集積した魅力と活力ある拠点づくりを目指します。	
都市交流拠点	各地域の市街地を都市交流拠点と位置付け、商業・業務、教育文化、行政機能などの多様な施設の集積や駅周辺の整備をはじめ、道路、公園、河川などの都市基盤整備を推進し、良好な居住環境の形成を図るとともに、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。
新都市交流拠点	播磨科学公園都市を新都市交流拠点と位置付け、優れた先端科学技術、医療・健康福祉施設や快適な居住環境を備え、余暇、文化など産・学・住・遊の各機能が一体的に整備された国際的都市の形成を目指します。
流通業務拠点	山陽自動車道龍野西ＩＣ周辺を流通業務拠点と位置付け、交通の利便性を生かした流通業務施設の集積や高次生産施設の立地促進を図るとともに、環境に配慮した住職近接の個性豊かで魅力ある居住環境の形成を目指します。

◇軸

各地域の拠点を公共交通機関などのネットワークで有機的に結び、人・モノ・情報・文化の多様な交流を目指します。	
揖龍南北軸	各拠点を連結する軸
播磨軸	山陽軸と連携して、播磨科学公園都市及び臨海地域を結ぶ軸
山陽軸	阪神圏と結ぶ広域連携軸
新都市姫路軸	播磨科学公園都市、新宮地域の市街地と姫路都市圏とを結ぶ軸
臨海軸	御津地域の市街地と阪神圏を連携する軸

◇ゾーン

拠点における魅力的な市街地の形成や自然環境などの地域の特色を生かした適正かつ効率的な土地利用を目指します。	
商業・住宅地ゾーン	市街地における商業地、流通業務地、住宅地等を商業・市街地ゾーンと位置付け、適正な土地利用の誘導により良好な都市環境の形成を目指します。
工業地ゾーン	工業地、学術研究地等を工業地ゾーンと位置付け、産業活性化及び工業地の集積、雇用促進を図るとともに、周辺環境との調和を図りつつ、活力ある工業地の形成を目指します。
公園・レクリエーションゾーン	観光資源として活用を図るべき公園、河川敷公園など特色ある公園を公園・レクリエーションゾーンと位置付け、市民が憩い親しみ、活用できる場の形成を目指します。
田園ゾーン	平野部に広がる農地や農村集落を田園ゾーンと位置付け、農業生産の基盤づくりなどの農水産業振興を進めるとともに、良好な田園環境の形成を目指します。
森林ゾーン	市域の多くを占める緑豊かな山地部を森林ゾーンと位置付け、水源かん養や災害防止、大気の浄化など、緑の保全を図るとともに、市民の健康づくりとレクリエーションの場の創出を図ります。

水辺ゾーン	本市の中心部を南北に流れる揖保川、林田川とその周辺を水辺ゾーンと位置付け、水源かん養と水質の保全に努めるとともに、広大な河川敷に潤いと安らぎのある水辺空間の創出を図ります。
瀬戸内ゾーン	瀬戸内海岸の自然豊かな観光資源が集まる地域を瀬戸内ゾーンと位置付け、自然環境や歴史、文化を保全するとともに、観光資源としての適正な活用により、観光客の増加、地域の活性化を目指します。

◇水と緑の軸

自然環境を保全し整備するとともに、地域資源としての活用を図り、河川及び緑地のネットワークの形成を目指します。	
水と緑のネットワーク軸	河川軸　揖保川、林田川、栗栖川 海辺軸　瀬戸内海

◇都市活性化軸

ＪＲ本竜野駅周辺から市役所周辺、山陽自動車道龍野Ｉ.Ｃ周辺に至る幹線沿道や市街地、商業業務施設が集積する地域を本市の中心核として都市機能の集積と活性化を目指し、『都市活性化軸』と位置付けます。道路整備や都市景観の形成など都市機能の強化を図るとともに、にぎわいのある中心市街地づくりを目指します。

ゾーン名	都市活性化軸の形成内容
ＪＲ本竜野駅周辺にぎわいゾーン	市の玄関口にふさわしいにぎわいのある駅周辺の整備及び交通結節点の形成を図ります。
観光スポット誘導ゾーン（観光客歩行ルート）	ＪＲ本竜野駅から城下町（観光スポット）へと観光客（歩行者等）を誘導する歩行ルートの形成を図ります。
伝統産業融合ゾーン	伝統的地場産業（醤油工場）の建築物と古き良き町並みが融合した特色ある景観を創出します。
商業・業務施設集積ゾーン	①集積型：商業・業務施設の中心地として大規模な店舗、商店街等の立地、誘導を図ります。 ②沿道型：商業・業務施設の沿道集積を図ります。
沿道型商業・業務立地誘導ゾーン	沿道型サービス業務施設の立地、誘導のほか、小規模な商業・業務施設の立地を許容する複合住宅地利用を図ります。
公共公益施設ゾーン	市庁舎や警察署、消防署等行政機能の集積、充実を図ります。（防災拠点）
健康福祉ゾーン	はつらつセンターを市の健康･福祉サービスの総合拠点として機能の充実を図ります。
水とのふれあいゾーン	揖保川及び河川敷を利用した広大な公園緑地を安らぎと憩いの空間としての形成を図ります。
歴史的町並みゾーン	風格ある城下町としての歴史的な美しい町並み景観の保存と形成を図ります。

■都市活性化軸のイメージ図

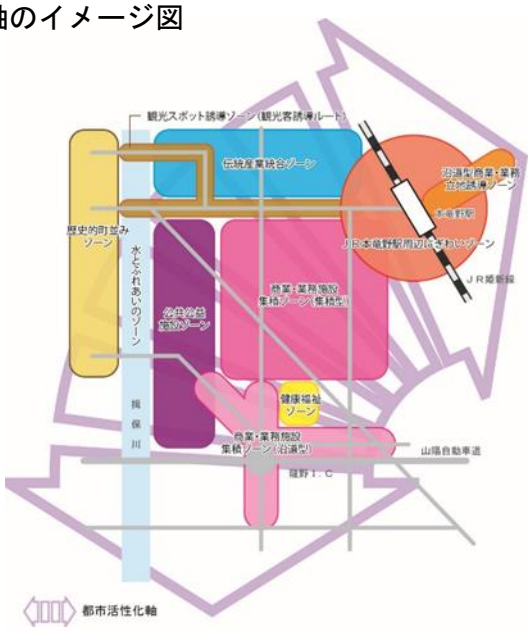

■都市構造図

第５章　施策の大綱

基本目標 1　安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り　だれもが安全に安心して住み続けたくなるまち

（１）自然を大切にし、共に暮らす

（２）持続可能な社会をつくる

（３）良質な住環境を整備する

（４）安全便利な交通環境を整える

（５）大切な命と地域を守る

基本目標2　やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち

（１）安心して子育てができるまちをつくる

（２）高齢者が暮らしやすい環境をつくる

（３）障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる

（４）共に助け合い、支え合うまちをつくる

（５）生涯を健やかに過ごせる体制を整える

基本目標3　ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

（１）豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

（２）生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

（３）歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

（４）互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

基本目標4　にぎわいづくりへの挑戦

新たな地域産業の創出と　観光立市を目指すにぎわいのまち

（１）次世代へ伝え育む農林業を活性化する

（２）活気ある水産業を推進する

（３）地域資源を生かした観光を推進する

（４）にぎわいのある商工業を推進する

基本目標5　ふるさとづくりへの挑戦

市民や地域と協働し　地域力があふれるまち

（１）まちづくりを進めるための基盤を整える

（２）多様で活発な交流を促進する

（３）健全で効率的な自治体運営を推進する

まちづくりの将来像・政策・施策目標関連表

将来像	基本目標	まちのイメージ	施策目標
みんなで創る　快適実感都市「たつの」	**安全・安心なまちづくりへの挑戦**	自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたくなるまち	自然を大切にし、共に暮らす
			持続可能な社会をつくる
			良質な住環境を整備する
			安全便利な交通環境を整える
			大切な命と地域を守る
	やすらぎづくりへの挑戦	子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち	安心して子育てができるまちをつくる
			高齢者が暮らしやすい環境をつくる
			障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる
			共に助け合い、支え合うまちをつくる
			生涯を健やかに過ごせる体制を整える
	ひとづくりへの挑戦	学都たつのの輝きと 歴史・文化が薫るまち	豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる
			生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる
			歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる
			互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる
	にぎわいづくりへの挑戦	新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち	次世代へ伝え育む農林業を活性化する
			活気ある水産業を推進する
			地域資源を生かした観光を推進する
			にぎわいのある商工業を推進する
	ふるさとづくりへの挑戦	市民や地域と協働し 地域力があふれるまち	まちづくりを進めるための基盤を整える
			多様で活発な交流を促進する
			健全で効率的な自治体運営を推進する

第６章　総合計画の推進に向けて

総合計画は市の最上位計画であり、５つの基本目標に基づく各分野別の施策については、それぞれ個別計画等を策定し、具体的な事業を推進しながら、適宜見直し、改善を図っていきます。

また、まちづくりや行政運営全般にわたる計画や指針については、総合計画との整合を図る観点から、基本計画に位置付け、適切な進行管理を図っていくものとします。

第３編　基本計画（素案）

平成 28 年 7 月 25 日

≪第 2 回たつの市総合計画審議会資料≫

序　章　基本計画の概要

1　基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた「まちの将来像」の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策を分野別に体系化し、具体的な内容等を示すものです。

2　計画期間

計画期間は、平成 29 年度からの５年間を前期計画、平成 34 年度からの５年間を後期計画の計画期間とします。

後期計画については、平成 33 年度の段階での社会情勢、前期計画の進捗状況を踏まえて、必要な見直しを行い策定するものです。

3　基本計画の構成

〇施策の体系

基本構想に基づき、施策分野別の体系を示したものです。

〇施策分野別の基本計画

基本構想で示す基本目標に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに実施状況と課題、基本方針、施策の内容、各主体が取り組むこと（期待する役割）、まちづくりの指標、関連する計画を定めたものです。

4 施策の体系

まちの将来像：みんなで創る　快適実感都市「たつの」

1　安全・安心なまちづくりへの挑戦　自然を守り　だれもが安全に安心して住み続けたくなるまち

節	施策
自然を大切にし、共に暮らす	① 自然環境の保全と整備　② 緑化の推進
持続可能な社会をつくる	③ 廃棄物処理対策の推進　④ 地球環境の保全
良質な住環境を整備する	⑤ 住宅の供給　⑥ 都市公園の整備 ⑦ 地域特性を生かした土地利用の推進　⑧ 上下水道施設の整備
安全便利な交通環境を整える	⑨ 幹線道路網の整備　⑩ 安全で快適な道路環境の整備　⑪ 公共交通の充実
大切な命と地域を守る	⑫ 防災体制の確立　⑬ 消防・救急・救助体制の充実 ⑭ 交通安全対策の推進　⑮ 暮らしの安全確保

2　やすらぎづくりへの挑戦　子育てにやさしく　すべての市民が健やかに暮らせるまち

節	施策
安心して子育てができるまちをつくる	⑯ 子育て支援の充実　⑰ ひとり親家庭等の福祉の充実 ⑱ 保育サービスの充実
高齢者が暮らしやすい環境をつくる	⑲ 地域包括ケアシステムの構築　⑳ 生きがいづくりと社会参加の支援
障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる	㉑障害のある人への生活支援と社会参加の促進
共に助け合い、支え合うまちをつくる	㉒地域福祉の充実
生涯を健やかに過ごせる体制を整える	㉓健康づくりの推進　㉔医療サービスの向上

3　ひとづくりへの挑戦　学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

節	施策
豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる	㉕幼児教育・保育の充実　㉖義務教育の充実　㉗青少年の健全な育成
生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる	㉘生涯学習の推進　㉙スポーツ・レクリエーション活動の推進
歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる	㉚歴史文化遺産の保全と活用　㉛芸術文化活動の振興
互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる	㉜人権教育・啓発の推進　㉝男女共同参画社会の形成

4　にぎわいづくりへの挑戦　新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち

節	施策
次代へ伝え育む農林業を活性化する	㉞農林生産基盤の整備と担い手の育成　㉟農業経営の安定化と地産地消の推進
活気ある水産業を推進する	㊱水産業基盤の整備
地域資源を生かした観光を推進する	㊲観光基盤の活用　㊳観光 PR の充実
にぎわいのある商工業を推進する	㊴商業の活性化と工業の振興

5　ふるさとづくりへの挑戦　市民や地域と協働し　地域力があふれるまち

節	施策
まちづくりを進めるための基盤を整える	㊵ふるさと たつのの創生　㊶地域コミュニティ活動の推進 ㊷市民参加のまちづくり
多様で活発な交流を促進する	㊸シティプロモーションの推進　㊹国際交流・国内交流・地域交流の推進
健全で効率的な自治体運営を推進する	㊺行財政改革の推進（行政改革大綱） ㊻簡素で効率的な組織づくりと人材育成　㊼公共施設の管理運営と整備 ㊽情報化の推進　㊾広域行政・広域連携の推進

5 施策分野別の基本計画の見方

第１節　自然を大切にし、ともに暮らす

施策２　緑化の推進

［実施状況と課題］
施策に係るまちづくりの動向や課題、これまでの市の取組について記載しています。

■ 実施状況と課題

○花と緑の協会を中心に緑化活動が行われているほか、自治会等により沿道花かざり事業、県民まちなみ緑化事業を活用した事業が行われていますが、こうした活動の参加者は、減少傾向にあります。
○市民や事業所等にみどりの保全と緑化の意義について啓発し、市民参加による活動を展開し、緑化の推進に努める必要があります。
○公共施設等の緑化に取り組んでおり、今後も市内全域における緑化に努めることが必要です。

［基本方針］
施策の目的・方向性について記載しています。

■ 基本方針

市民とともに緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。

［施策の内容］
施策の基本的取組について記載しています。

■ 施策の内容

(1)生活環境の緑化

○市民で組織する緑化団体の緑化活動を支援します。
○自治会等の市民団体の協力のもと花いっぱい運動を展開し、美しいまちづくりに努めます。
○市民に花の種子や苗木を配布することなどにより、花と緑のまちづくりを推進します。
○講習会等を通して市民に対する緑化意識の啓発に努めます。

担当課:まち未来創造課

(2)公共施設等の緑化

○道路や公園等の公共施設における緑地の確保に努めます。
○工業地域等については、条例に基づいて適正に緑化を推進します。

担当課:都市計画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域で緑化を実践してみましょう。 ・緑を維持するボランティアに参加しましょう。	・花と緑豊かな空間づくりに取り組みましょ

［各主体が取り組むこと（期待する役割）］
施策の目的達成に向けて、市民・団体・事業者等に期待される役割について記載しています。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
市街地の緑地率	%	○○	○○
平成 33 年度目標値の設定理由			
		○○	
平成 33 年度目標値の設定理由			

［まちづくりの指標］
施策による成果を把握する指標とその現状値・目標値を記載しています。
原則、現状値は平成 27 年度、目標値は平成 33 年度（前期計画の最終年度）の数値です。

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市緑の基本計画	H27.12～H33.3

［関連する計画］
施策を推進していくために関連する個別の計画を記載しています。

第１節　自然を大切にし、共に暮らす

施策１　自然環境の保全と整備

■ 実施状況と課題

○山林については、利用されずに放置されている集落背後地の里山を機能回復のため整備するとともに、伐採や植栽がされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として森林を保全する必要があります。

○土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、住民の生命・財産を守る対策が必要です。

○河川については、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、洪水発生時における被害の軽減を図るため、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。

○近年局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発しており、被害の軽減を図るため、良好な河川環境の整備が必要です。

○海岸環境については、砂の流出や生態系の変化が見られ、海岸環境を維持するための取り組みが必要となっています。

○生態系については、人間の活動が生物の生息環境に悪影響を及ぼしているため、市民・ＮＰＯ・事業者・行政等が連携し、生物多様性保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

■ 基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。

■ 施策の内容

(1)山林の整備

○多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。

○水土保全機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。

○県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

担当課:農林水産課、建設課

(2)河川環境の保全と活用

○市民との協働により、河川敷公園の利活用方法の検討を進めます。

○河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を行うとともに、災害に強い河川敷公園の整備に努めます。

○河川の流れを保つために、河川内の立木及び堆積土砂を除去し、河川環境の保全を行います。

担当課:建設課、都市計画課

(3)海岸環境の保全と整備

○潮流による砂の流出や動植物の生態系に及ぼす変化を注視し、新舞子浜の干潟保全に努めます。

担当課:建設課

(4)生物多様性の保全と啓発

○身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するとともに、有害な外来種の被害予防のための啓発に努めます。

○子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さについての啓発事業を実施します。

担当課:環境課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自然環境や生物多様性の保全に関わる活動に参加しましょう。	・森林保全のための下刈りや間伐並びに植栽に取り組みましょう。 ・自然環境や生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進しましょう。 ・地域と連携して、自然環境や生物多様性の保全活動に取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市環境基本計画改定版	H26.4～H30.3
たつの市森林整備計画	H26.4～H36.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策２　緑化の推進

■ 実施状況と課題

○花と緑の協会を中心に緑化活動が行われているほか、自治会等により沿道花かざり事業、県民まちなみ緑化事業を活用した事業が行われていますが、活動の参加者は、減少傾向にあります。

○市民や事業所等にみどりの保全と緑化の意義について啓発するとともに、市民参加による活動を展開し、緑化の推進に努める必要があります。

○公共施設等の緑化に取り組んでおり、今後も市内全域における緑化に努める必要があります。

■ 基本方針

市民とともに緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。

■ 施策の内容

(1)生活環境の緑化

○花と緑の協会など市民で組織する緑化団体の活動を支援します。

○自治会等の市民団体の協力のもと花いっぱい運動を展開し、美しいまちづくりに努めます。

○市民に花の種子や苗木を配布することなどにより、花と緑のまちづくりを推進します。

○講習会等を通して市民に対する緑化意識の啓発に努めます。

担当課:都市計画課

(2)公共施設等の緑化

○道路や公園等の公共施設における緑地の確保に努めます。

○大規模工場の立地における適正な工場緑化を推進します。

担当課:商工振興課、都市計画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域で緑化を実践してみましょう。 ・緑を維持するボランティアに参加しましょう。	・花と緑豊かな空間づくりに取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策３　廃棄物処理対策の推進

■ 実施状況と課題

○ごみ減量化への意識が高まりつつあり、量的には減少傾向にありますが、まだまだ多くの資源ごみや生ごみが含まれているため、市民・事業者・行政が一体となって更なるごみの減量化、資源循環型社会の構築に取り組むことが必要です。

○普通ごみの中間処理は、市内２か所の施設で各々近隣市町と共同で焼却等の処理を行っていますが、そのうち、揖龍クリーンセンターは老朽化が進んでおり、機械設備の延命化が必要となっています。

○一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少しつつあるため、不燃ごみの再利用に取り組んでいますが、長期的に埋立処分するための対策が必要です。

○不法投棄対策として、自治会への啓発看板貸与、不法投棄監視協力員や警察等によるパトロール等を実施していますが、本市の美しい生活環境を守るため、引き続き、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

■ 基本方針

市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、ごみの発生を抑制し、不法投棄防止等の環境美化活動を推進するとともに、有用な資源の再使用、再生利用など、適正な処理に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

■ 施策の内容

(1)ごみの減量化・再資源化の推進

○広報誌、市イベント、出前講座等あらゆる機会を通じて市民、事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底等を啓発します。

○飲食店や宿泊施設を対象にした「食べきり運動」の推進により、食べ残しを減らすとともに、家庭での買いすぎ、つくりすぎを抑制し、生ごみの減量化を目指します。

○家庭不用品交換など、リサイクル（資源に戻して再利用する）よりも優先順位の高いリデュース（ごみになるものを減らす）・リユース（繰り返し使う）の取組を促進します。

担当課:環境課

(2)ごみ処理施設における長期的処理

○揖龍クリーンセンターは、大規模改修を行い、長寿命化を進めます。

○一般廃棄物最終処分場は、搬入物の分別徹底に努めるとともに、他施設での受け入れが可能なものは一時仮置きし、搬出します。

担当課: 環境課

(3)市民意識の高揚

○本市の美しい生活環境を守るため、不法投棄監視協力員を増員し、協力員、警察等による日常のパトロールを行うとともに、事業者、各種団体、行政によるクリーン作戦や兵庫県動物愛護センターと協力したペット飼育のマナー向上により、環境美化の推進に努めます。

担当課:環境課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・各家庭でごみの減量や資源ごみの分別に努めましょう。 ・ごみ出しのルールを守り、マナーアップに努めましょう。 ・家庭で不用となった物は互いに譲りあいましょう。	・事業所の責任において、自ら排出されるごみの減量を図ったうえで、やむなく排出されたごみを資源化ルートに乗せるなど、適正処理に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
家庭系普通ごみ量	トン		
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間	計画名	期間
たつの市環境基本計画改定版	H26.4～H30.3	たつの市ごみ処理基本計画	H25.4～H34.3
たつの市ごみ処理実施計画	H28.4～H29.3		

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策４　地球環境の保全

■ 実施状況と課題

○地球温暖化の進行、東日本大震災以降のエネルギー問題などの環境課題に対応していくため、今後も省エネルギー化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開が求められています。

○将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性を理解してもらうため、引き続き、環境学習を行うとともに、市民一人ひとりの環境保全意識をより一層高揚させる必要があります。

○公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、自動車騒音等の調査及び測定を行っていますが、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む必要があります。

■ 基本方針

身近な地域の環境を守ることが、地球全体の環境を守ることにつながるという考えに立ち、市民・事業者・行政が一体となり、水や空気がきれいな安全で快適な生活環境や、温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会の実現に努めます。

■ 施策の内容

(1)地球温暖化防止活動の推進

○市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーや節電等に取り組むことにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止を推進します。

○たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会と連携し、より市民に身近な立場から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりについての啓発活動を推進します。

○電気自動車等低公害車の普及促進やエコドライブを推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

担当課:環境課

(2)再生可能エネルギーの導入促進

○市内住宅等への再生可能エネルギー利用設備の普及に向けた支援を行うとともに、市民や事業者に対して、再生可能エネルギーの必要性の啓発活動を推進します。

○木質バイオマス発電の普及に向けて、森林経営計画による伐採木材に限らず未利用木材を継続的に貯木し、発電施設へ搬送する仕組みの確立に努めます。

○「こどもサイエンスひろば」において、風力・太陽光発電等の展示・実験を行い、将来を担う子どもたちに再生可能エネルギーへの理解を促します。

担当課:環境課、農林水産課、社会教育課

(3)環境保全意識の高揚

○市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査などの活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化などの環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目指します。

○環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努めます。

○下水道をテーマとした環境教育を市内の小学生を対象に実施し、水の循環について学ぶことで環境保全に対する意欲の向上を目指します。

担当課:環境課・下水道課

(4)公害防止体制の推進

○公害の発生を未然に防止するため、環境汚染等の調査及び測定を行い、兵庫県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行います。

担当課:環境課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・節電や再生可能エネルギー利用設備の導入など、省エネルギー型のライフスタイルへ転換しましょう。 ・日常生活に伴う騒音、ポイ捨てや不法焼却などの迷惑行為を止めましょう。	・省エネ機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するなど、環境に配慮した低炭素型の事業活動に努めましょう。 ・事業活動から生じる排出ガス、排水、廃棄物は、適正に処理しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市環境基本計画改定版	H26.4～H30.3
第２次たつの市地球温暖化防止実行計画	H26.4～H30.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　良質な住環境を整備する

施策５　住宅の供給

■ 実施状況と課題

○市営住宅の老朽化に対応するため、市営住宅長寿命化計画に基づき改修や建替を進めており、今後も計画的に事業を進めていく必要があります。

○平成 26 年度から転入者定住促進住宅取得奨励金及び若者定住促進住宅取得奨励金制度を実施しており、定住人口の増加に一定の成果が表れています。

○優良な宅地の供給や既存住宅の有効活用を進めていく必要があります。

○住宅の耐震性向上のため、簡易耐震診断、耐震改修工事費の補助を推進している一方、住宅の建替工事費の補助、防災ベッド等の設置助成などの利用がないため、意識啓発の必要があります。

■ 基本方針

市営住宅は、需要に応じた適切な戸数の供給を行うとともに、老朽化した住宅の計画的な改修や建替を行うことでだれもが安心して生活することができる住宅の供給に努めます。また、住宅取得支援制度の活用などにより、個人住宅の取得を促進するとともに、民間住宅の耐震性向上など安全性の確保を支援します。

■ 施策の内容

(1)公営住宅の整備

○住宅に困窮する市民に適切な住宅供給を図るため、需給バランスのとれた市営住宅の管理運営を行います。

○既存の市営住宅の長寿命化に取り組むとともに、老朽化した住宅については改修や建替を計画的に行い、効率的な維持管理を推進します。

担当課:都市計画課

(2)住宅取得の支援

○定住促進住宅取得奨励金制度や空き家バンク制度などを実施し、住宅取得の支援に努めます。

○建築協定や地区計画などを活用した規制誘導を図り、良好な居住環境の整備を推進します。

担当課:まち未来創造課、都市計画課

(3)耐震化の支援

○民間住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚に努めます。

○災害に強く安心して生活できる民間住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

担当課:都市計画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・耐震性の確保など住宅の適切な維持管理に努めましょう。	・建築物の耐震化や耐震診断、改修など、安全に関する対策に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
市営住宅長寿命化計画	H25～H34

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　良質な住環境を整備する

施策６　都市公園の整備

■ 実施状況と課題

○市民の憩いと安らぎの場として、市内 58 か所（平成 28 年 4 月時点）の都市公園を整備しており、その内、住宅地に配置している街区公園は 46 か所あります。

○身近な所で子どもから高齢者まですべての人が気軽に利用できるよう、「緑の基本計画」の整備目標及び配置方針に基づき都市公園を整備していく必要があります。

○災害時の一時避難所として活用できるよう、防災機能を備えた公園の整備を進める必要があります。

■ 基本方針

多様化した市民のニーズに応えるため、スポーツや健康増進の場、歴史文化を学べる場として、また災害時の一時避難所となるよう、都市公園の計画的整備に努めます。また、自然緑地や歴史文化施設などと連結する緑のネットワークの形成を図ります。

■ 施策の内容

（1）住区基幹公園の整備

○土地区画整理事業などの他事業と連携しつつ、公園を計画的に整備し、市民が自然にふれあう場、コミュニティの場として活用します。

○市民参加による身近な公園づくりに向け、地域ニーズに沿った公園づくりを進めるとともに、市民との協働を推進し、適切な管理運営を図ります。

担当課:都市計画課

（2）都市基幹公園等の整備

○地域が有する自然や歴史、暮らしなどの特性を十分に生かした質の高い公園整備を図ります。

○年間を通して市内外から多くの人が訪れる公園の適切な維持管理に努めます。

担当課:都市計画課

（3）防災に配慮した公園の整備

○災害時の一時避難所として活用できるよう、市街地における公園配置のバランスを取りながら、整備を行います。

担当課:都市計画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・公園の維持管理活動への参加など、地域の公園としての意識を持ちましょう。	・公園の維持管理活動を行いましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
市民一人あたりの都市公園面積	㎡	16	20
平成 32~~33~~年度目標値の設定理由	条例及び関連計画の目標水準		
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
緑の基本計画	H27～H32

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策７　地域特性を生かした土地利用の推進

■ 実施状況と課題

○都市計画マスタープランに基づき、各地域の市街化区域を中心とした連携を図り、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、今後も計画的な土地利用の誘導が必要です。

○市街化調整区域では特別指定区域制度を活用し、地区まちづくり団体が作成した土地利用計画により、市民主体のまちづくりを推進しています。

○人口減少問題、少子高齢化社会に対応するためには、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。

○市街化区域内では、宅地開発業者による優良な宅地供給が継続して行われており、住宅地の形成がなされています。

○ＪＲ姫新線本竜野駅、播磨新宮駅では、自由通路、橋上駅舎が完成し、駅へのアクセス道路、駅前広場など駅周辺整備が完了しているとともに、ＪＲ山陽本線竜野駅の駅構内バリアフリー化が完了しています。

○第６次国土調査事業十箇年計画に基づき、市街化区域内の地籍調査事業を実施しています。

■ 基本方針

市民が誇りと愛着を持って住み続けられるよう、優れた自然環境を保全しつつ、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指します。また、コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、中心市街地及び各地域拠点に居住地や都市機能を誘導し、計画的な土地利用の推進を図ります。

■ 施策の内容

（1）地域の特性にあった土地利用の推進

○地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。

○コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画に基づき、住宅や生活利便施設等の立地誘導を図ります。

○市街化調整区域においては、土地の利用状況や利便性等を踏まえ、特別指定区域制度や地区計画制度等を活用し、定住人口の確保、地域産業の活性化を図ります。

担当課：都市計画課

（2）計画的な既成市街地の整備

○市街地の整備による優良な宅地の供給、住宅取得の支援、就職支援、移住支援等の総合的な定住促進策を実施します。

○既成市街地では、狭あいな道路の整備や防災機能の向上など、住環境の改善に向けた整備を検討します。

○ゆとりと潤いに満ちた快適な居住空間の形成に向け、景観への配慮について検討します。

担当課:まち未来創造課、都市計画課

(3)駅周辺の整備

○ＪＲ姫新線東觜崎駅周辺について、利便性向上及び交通結節点機能を強化するため、駅前広場などの整備を進めます。また、その他の駅周辺については、地域住民を主体としたまちづくりと連携し、駅を拠点とした整備を検討します。

○ＪＲ山陽本線竜野駅を中心とした拠点形成に向け、地域住民と協働でまちづくりの検討を進めます。また、利便性向上及び交通結節点機能を強化するため、駅へのアクセス道路等の整備を行うとともに、誰もが安心して利用できるよう、既存施設を活用した自由通路のバリアフリー化など、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

担当課:都市計画課

(4)地籍調査事業の推進

○土地取引の円滑化や土地に係るトラブルの未然防止、更には、まちづくり計画の策定や公共事業推進の円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、地籍調査事業を推進します。

担当課:用地課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・住民主体のまちづくりに積極的に参加しましょう。 ・まちづくりのルールを決めましょう。	・地域環境や地域住民に配慮した土地利用~~住宅地開発~~を行いましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値
竜野駅周辺環境に対する満足度	%	28	45
平成 32 年度目標値の設定理由	アンケート調査による目標設定		
市街地環境に係る満足度（東觜崎駅）	%	36	50
平成 30 年度目標値の設定理由	アンケート調査による目標設定		

■ 関連する計画

計画名	期間	計画名	期間
都市計画マスタープラン	H27.12～H32	土地利用計画	H27.12～H32
立地適正化計画	H29.4～H52	竜野駅周辺地区都市再生整備計画	H28.4～H33.3
元気で安全・安心な兵庫の道づくり	H28.4～H33.3		

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　良質な住環境を整備する

施策８　上下水道施設の整備

■ 実施状況と課題

○高度浄水施設整備事業を実施し、安全で良質な水の供給に努めていますが、今後の水需要や施設規模等を勘案し、施設再編を含めた供給体制の検討が必要です。

○アセットマネジメントの実施により、老朽化した施設の更新や耐震化について、今後も健全経営を維持しつつ効率的に実施していくことが課題となっています。

○下水道の整備は概ね完了しており、これからは整備した施設の適切な維持管理に努めるとともに、耐用年数を経過した施設を順次更新する必要があります。

○過去に浸水被害が生じた地区において、雨水幹線や排水路整備等の浸水対策を行っています。近年は、ゲリラ豪雨等の異常気象が多発していることから、引き続き雨水幹線等の整備が必要です。

○劣化が著しい前処理場の施設改築や更新等の長寿命化を行っています。今後も前処理場の施設の改修や脱臭設備の整備等に多額の費用を要するため、財源確保が大きな課題となっています。

○企業会計の導入により経営の透明性を図る一方で、流域下水道維持管理負担金などの維持管理費が上昇傾向となっています。

■ 基本方針

安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう施設整備を推進し、水道事業の健全な経営に努めます。下水道事業については、既存の施設や設備を最大限活用した効率的な整備と維持管理に努めます。

■ 施策の内容

(1)上水の安定供給と水質の改善

○災害に備え、配水管更新や施設の再編など、老朽化対策や耐震化を進め、より一層の安定供給に向けた体制づくりを目指します。

○西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との協力体制の強化など、近隣事業体との広域的な連携を進めます。

○原水の水質状況に応じた浄水処理を行い、国が定める水質基準の維持はもちろん、将来にわたって利用者に「安全でおいしい水」を供給するための高度浄水施設整備事業を引き続き推進します。

担当課:水道事業所

(2)下水道事業の推進

○水洗化の啓発により未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努めるとともに、下水道施設のストッ

クマネジメント計画を策定し、計画的に修繕・更新工事を実施して施設の延命化を図ります。

○台風や集中豪雨時における浸水被害の軽減を図り、安全で安心な市民生活を実現するため雨水対策事業を計画的に実施します。

担当課：下水道課

(3)前処理場の維持管理

○前処理場については、ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の長寿命化と脱臭設備の整備を進めるとともに、処理経費の軽減に努めます。

担当課:前処理場対策課

(4)地方公営企業法の適用

○下水道経営の健全性・透明性の向上のため、地方公営企業法を適用した企業会計方式を導入し、適切な運営に努めます。

担当課:下水道課、前処理場対策課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日常生活において節水に取り組みましょう。 ・家庭内での漏水に注意し、早期発見・修理等配管や器具の適切な維持管理に努めましょう。 ・下水道に異物・油脂分等を流さないようにしましょう。	・事業所内にある水道施設を適切に管理しましょう。 ・グリーストラップ等の除害施設の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
水洗化率（処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）	%	93	95
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
揖保川流域関連公共下水道事業計画	H28～H32
公共下水道事業計画	H28～H32

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第４節　安全便利な交通環境を整える

施策９　幹線道路網の整備

■ 実施状況と課題

○揖龍南北幹線道路のうち、揖保町の JR 山陽本線以南から国道 250 号に至る(主)網干たつの線、龍野揖保川御津線の開通により、たつの市の中心市街地と播磨臨海部がより近くなりました。

○国道２号から揖保町のＪＲ山陽本線以南に至る揖龍南北幹線道路の整備促進を図るとともに、ＪＲ姫新線大鳥踏切以北の未着手区間の事業着手に向けて、関係機関と連携して取り組み、広域的な道路ネットワークの強化・充実を図っていく必要があります。

○龍野地域の慢性的な渋滞の緩和を目的として、市道上沖大道線、市道広山高駄線の整備を行い、国道 179 号、市道小宅揖西線に集中する車両の分散化を図っています。

○通勤・通学の時間帯においては、依然として渋滞が発生しており、市民生活の利便性や安全面・防災面の向上を図るため、道路整備を推進する必要があります。

■ 基本方針

国、県及び関係市町と協力して、広域的な道路ネットワークの強化・主要幹線道路の交通処理機能の強化を図り、誰もが安心・安全・快適に利用することのできる道路の整備を推進します。

■ 施策の内容

(1)揖龍南北幹線道路の整備

○地域の連携や人・モノ・情報の交流を促進する基盤施設として、県や関係市町と協力しＪＲ姫新線大鳥踏切以北の未着手区間の事業着手に努めるとともに、早期の全面開通を目指します。

担当課:建設課

(2)東西幹線道路の渋滞緩和

○龍野地域における国道 179 号、主要地方道姫路上郡線及び市道小宅揖西線の慢性的な渋滞を緩和するため、市道小宅揖西線の交差点改良事業を推進するとともに、東西幹線道路の検討を行います。

担当課:建設課

(3)広域幹線道路の整備

○東西広域幹線道路の山陽自動車道・国道２号・国道 250 号に連結し、中国横断自動車道姫路鳥取線・播磨自動車道とともに西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市へ接続する防災幹線道路の整備を関係市町と協力して促進し、広域道路ネットワークの形成を行います。(はりまふれあいロード・中国横断自動車道姫路鳥取線・(主)相生宍粟線・国道２号・姫路北バイパス・播磨臨海地域道路)

担当課:建設課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 10　安全で快適な道路環境の整備

■ 実施状況と課題

○狭あいな道路の拡幅や、道路排水の整備により安全で快適な道路環境を創出していますが、市民から多くの要望があることから、引き続き道路整備の推進を図る必要があります。

○橋りょうなどの道路施設の老朽化が進んでいることから、交通の安全性を確保し、継続的に使用するため、計画的かつ効率的な点検、修繕による健全性の確保が必要です。

■ 基本方針

生活圏を視野に入れた重点的かつ効率的な地域内道路の整備を進めるとともに、道路ストックの適切な維持管理による健全性の確保・長寿命化を図り、施設更新経費の縮減に取り組みます。また、すべての人にやさしい道路環境の整備を図り、交通の安全を確保します。

■ 施策の内容

（1）地域内道路の整備

○市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な生活を確保するため、地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。

○市民との協働により、生活に密接に関わる道路・排水路の美化活動や整備に取り組みます。

担当課：建設課

（2）地域間連絡道路の整備

○幹線道路を補完する役割を持った地域間連絡道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築します。

担当課：建設課

（3）道路・橋りょうインフラの長寿命化

○橋りょうなど老朽化が進む道路施設については、計画的な点検や補修など適切な維持管理を行うことで、長寿命化に取り組みます。

担当課：建設課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第４節　安全便利な交通環境を整える

施策 11　公共交通の充実

■ 実施状況と課題

○路線バスについて、国・県と協調して運行助成を行っています。
○コミュニティバスについて、利便性の向上と効率性の確保を図るため、利用実績に応じ、バス停の位置や、ダイヤの見直しを行っています。
○ＪＲ姫新線の輸送改善・高速化事業の実施により、沿線住民の足としての必要性や重要性への理解が深まり、利用促進につながったことから、更なる乗車人員数の増加とマイレール意識の醸成に主眼を置いた事業展開が求められます。
○ＪＲ山陽本線の運行本数の増加による利便性の向上が求められます。
○公共交通空白地の解消が図られていない地域が残っています。

■ 基本方針

鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、マイカーへの依存から脱却した持続可能な公共交通の確保・維持・改善と利用促進を図り、まちづくり・福祉・観光と一体となった公共交通環境を整備します。

■ 施策の内容

（1）JR姫新線利用促進活動の展開

○ＪＲ姫新線の利便性・速達性の優位性を沿線内外に広報し、地域の基幹公共交通として維持できるよう利用促進及び沿線地域の活性化に取り組みます。
○姫新線利用促進・活性化同盟会や西播磨市町長会を通じ、利便性向上への要望活動を実施するとともに、沿線住民にＪＲ姫新線の重要性への理解とマイレール意識の涵養を深めるイベント等を実施します。

担当課:企画課

（2）JR山陽本線の利便性の向上

○駅周辺整備の実施に伴い、運行本数を増加させる等利便性の向上について、沿線市町で構成する山陽本線沿線市町連絡会や西播磨市町長会を通じ、要望活動を実施します。

担当課:企画課

（3）路線バスの確保

○路線の維持・確保に努めるとともに、公共性の高い路線は、国・県と協調して運行助成を行います。
○定住自立圏域内外の円滑な移動を確保するため、乗り継ぎ情報の発信を行います。

担当課:企画課

(4)地域公共交通の再編

○市民・地域団体・交通事業者・行政等で構成される地域公共交通会議において、市地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能で誰もが利用しやすい地域公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。

○鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した、総合的な交通体系の見直しを実施し、利便性の向上と効率的な運行を図ります。

○コミュニティバス南北連結ルートを増便するなど、市民ニーズを的確に捉え、更なる利便性の向上を目指します。

○地域内のコミュニティバスは、デマンド交通に転換し、公共交通空白地域の解消に努めます。

担当課:企画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消やＣＯ２削減による環境への配慮に取り組みましょう。	・公共交通機関の利用に努めましょう。 ・公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の維持及び充実に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
年間公共交通利用者（年間１日平均数）	人	7,164	7,500
平成 33 年度目標値の設定理由	たつの市まち未来創生戦略アクションプランから設定		
デマンド交通乗合率（１時間当たり）	人	―	2.5
平成 33 年度目標値の設定理由	たつの市地域公共交通会議で設定		

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市地域公共交通網形成計画	H29～H33

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 12　防災体制の確立

■ 実施状況と課題

○防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの情報発信システムを活用し、市民へ災害情報を伝達していますが、災害時に避難行動をとる市民が少数です。
○自主防災組織の活動に助成し、地域の防災力の向上に努めていますが、災害時における避難行動要支援者への対応などを避難訓練に盛り込んでいく必要があります。
○防災計画等が災害時に生かせるよう、平時から訓練を実施していくことが必要です。
○大規模災害に対応できるよう、防災関係機関等と災害時相互応援協定を締結するなど、連携強化が必要です。
○現実に即した実効性のある計画となるよう、地域防災計画の改訂を行っています。

■ 基本方針

安全・安心なまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制を強化していくとともに、災害に強い基盤整備に努め、総合的な防災対策を推進します。

■ 施策の内容

(1)情報伝達体制の充実

○防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の適切な管理運用を行い、災害発生時又は発生のおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。
○外出中や放送が聞こえにくい市民に対し、気象情報や避難情報などを携帯電話のメール機能で伝達できる「たつの防災防犯ネット」を普及させるとともに、多様なメディアによる情報伝達に努めます。

担当課:危機管理課

(2)避難対策の充実

○地域住民に対し、災害時の避難所・避難経路・危険箇所等を周知するため、防災ハザードマップを活用した出前講座及び防災訓練等の実施を更に促進します。
○避難所案内標識等の充実や早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な被害軽減行動を促進します。
○避難所となる公共施設の耐震化など安全性の確保を図ります。災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所を開設し、高齢者・障害のある人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。
○近隣市町と広域連携するとともに、国・県と協力し、揖保川水系最大浸水区域を想定した避難所及び避難経路等の確保に努めます。

担当課:危機管理課

(3)自主防災組織の育成

○地域に根差し、重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。

○災害時における避難行動要支援者の安否確認及び救助活動につなげるための情報提供を適切に行うとともに、地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対するＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置助成、活動助成、消防器具設置助成等を引き続き行い、地域防災力の向上に努めます。

担当課:危機管理課

(4)広域連携体制の充実

○市域・県域を越えた広域的な相互応援体制を充実させ、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の充実を図ります。

○関西広域連合においては、県が広域防災の分野を担当することから、県との連携強化を図り、その効果を最大限に享受できるよう努めます。

担当課:危機管理課

(5)危機管理体制の整備

○「たつの市地域防災計画」について、国、県の動向を注視し、最新の計画となるよう随時見直しを行い、続発する多様な災害に備えるため、防災対策の充実を図ります。また、民間事業者等との応援協定締結の充実を図ります。

担当課:危機管理課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・災害時の対応を地域で確認し、災害時の持出品をそろえるなど、防災意識を高めましょう。 ・避難に関する情報が発せられた時に、速やかに避難行動をとれるよう意識を持ちましょう。	・地域における防災活動に参加しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市地域防災計画	

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 13　消防・救急・救助体制の充実

■ 実施状況と課題

○複雑大規模化する災害に対応するため、平成 25 年に西播磨地域３市２町による西はりま消防組合が発足しました。

○平成 28 年に高機能消防指令センターを運用開始し、指揮命令系統の一元化と効率的な部隊運用を実現させ、消防力の強化と充実に努めています。

○効率的・効果的な消防業務を推進するため、消防施設等の整備や適正な人員配置に努め、更なる広域的な消防体制の確立を目指す必要があります。

○高齢化により救急需要は年々増加傾向にあり、迅速かつ的確に対応する救急・救助体制が求められているため、医療機関・ドクターヘリとの更なる連携強化を図る必要があります。

○火災予防思想の普及のため、地域における実践的な訓練や研修を行うとともに、防火対象物や危険物施設への予防指導を充実し、事業所等の防火管理体制の強化を図る必要があります。

○消防団は、地域防災の要であることから、団員の確保や知識・技術の向上に努めつつ、団施設の計画的整備を行い、消防署と連携した消防体制の確立を図る必要があります。

■ 基本方針

安全で安心なまちづくりを目指し、災害の初動体制及び広域応援体制の確立を図るとともに、消防署と消防団との連携強化、消防施設の充実強化に努めます。また、地域における自主的な防火・防災・救命技術を向上させ、市民と協働した消防・救急・救助体制の確立を目指します。

■ 施策の内容

(1)消防署の消防力の強化

○自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、消防・救急・救助隊員の専任化による機動力の強化に努めるとともに、消防職員の高度な知識の習得と技術の向上など人材育成を推進し、消防体制の充実を図ります。

○災害の複雑化、多様化に対応するため、消防車両、緊急車両及び資機材等の計画的な整備を行い、更なる消防力強化に努めます。

担当課:西はりま消防組合

(2)救急・救助業務の充実

○救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を充実させるとともに、メディカルコントロール体制の推進と医療機関・ドクターヘリ・県防災ヘリとの連携強化を図り、救命率の向上に努めます。

○普通救命講習等により心肺蘇生法や応急手当技術を市民に広く普及させ、救急体制を強化します。

○救助事案に的確かつ迅速に対応するため、救助隊員の教育訓練を充実させ、救助体制を強化します。

担当課:西はりま消防組合

(3)消防団の消防力の強化

○消防団への加入を促進し、団員の確保と組織力の強化に努めます。

○消防団活動を充実させるため、消防団車庫、消防車両及び活動に必要な装備品の整備を計画的に行うとともに、団員の教育訓練による消防技術と資質の向上に努めます。

担当課:危機管理課

(4)火災予防の推進

○火災予防活動や消防訓練を通じて、市民の防火意識の高揚と住宅防火対策の推進を図ります。また、防火対象物や危険物施設の査察や指導を強化するとともに、施設の維持管理の徹底を図り、火災予防や事故の未然防止に努めます。

担当課:西はりま消防組合

(5)消防水利の充実

○消防水利の基準に基づき、消火栓や防火水槽などを計画的に整備し、消防力の強化に努めます。

担当課：危機管理課

(6)広域消防の推進

○西はりま消防組合の発足に伴い、播磨科学公園都市の消防事務のあり方について関係機関と協議を行い、早期に赤穂市との事務委託を廃止し、恒久的広域消防体制の構築を目指します。

担当課:危機管理課、企画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域ぐるみで消防意識を育みましょう。 ・普通救命講習会へ積極的に参加しましょう。	・事故防止・火災予防に努め、安心安全な職場環境をつくりましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
消火栓・防火水槽の設置	基	3,496	3,525
平成 33 年度目標値の設定理由			
消防団員の確保	人	1,380	1,500
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 14　交通安全対策の推進

■ 実施状況と課題

○地域の住民や児童が参加し、道路利用者の視点による通学路の点検をしています。通学路における交通安全を確保するため、点検結果を踏まえた対策の推進が必要です。
○安全で快適な道路交通環境整備のため、危険箇所に交通安全施設を設置していますが、交通事故件数に占める高齢者の割合は高い状態であり、交通弱者を守るため、ソフト、ハードの両面から取組を行い、更なる交通安全対策を推進する必要があります。
○交通安全協会、警察等関係機関と連携し、各種交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めています。

■ 基本方針

交通安全啓発活動の充実と子ども・高齢者・障害のある人の安全確保に重点を置いた交通安全施設整備に努め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。

■ 施策の内容

(1)安全・安心な道路交通環境の整備

○高齢者をはじめ誰もが安全で安心して通行ができる環境を整備するため、道路交通環境の点検を実施し、カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置等交通安全施設の充実に努めます。
○歩行者が安心して道路を利用できるよう、歩道やグリーンベルトの整備を推進します。
○自転車が安全に道路を利用できるよう、自転車通行空間の整備計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境を創出します。

担当課:建設課

(2)交通安全意識の高揚

○市民・関係団体・行政が連携、協力の下、交通要所における立番や啓発グッズ配布等による啓発活動を実施し、積極的・継続的に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
○警察署・交通安全協会等と協力し、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全啓発活動に取り組み、交通安全意識の高揚に努めます。

担当課:危機管理課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 15　暮らしの安全確保

■ 実施状況と課題

○自治会や防犯グループなど地域団体への支援を行い、犯罪抑止の向上を図っています。
○防犯カメラ設置については、他の補助制度の状況によって補助内容を検討する必要があります。
○最近の国際情勢から、弾道ミサイルの発射実験や核開発が進み、また爆破テロが頻発するなど、平和と安全が脅かされているため、不測の事態に備え、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や安否情報システムなどの情報システムの訓練を定期的に行っています。
○多様化している消費者被害に対して、出前講座や街頭啓発、広報による啓発などを行い、消費者被害の未然防止に努めています。

■ 基本方針

市民の安全・安心な暮らしを確保し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を図るとともに、各種犯罪の抑止に努めます。

■ 施策の内容

(1)防犯体制の充実

○レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。
○自治会などの地域団体が設置する防犯カメラに係る費用を助成し、地域犯罪抑止を図るとともに、情報提供については、たつの防災防犯ネットを利用した防犯情報の迅速な配信に努めます。
○安全で安心な市民生活を確保するため、警察等関係機関と更なる連携協力に努めます。

担当課:危機管理課

(2)国民保護体制の確立

○武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、たつの市国民保護計画に基づき、関係機関との連携強化に努め、緊急時には正確な情報を把握し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による市民への迅速な情報提供や避難誘導、避難住民等の救援及び武力攻撃への対処など的確な保護措置の実施により、被害の軽減に努めます。

担当課:危機管理課

(3)消費生活の安全確保

○インターネット・携帯電話によるトラブルや高齢者等を狙った悪質商法の被害が深刻化している中、関係機関と連携しながら、消費生活に関わる情報提供と消費者教育の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

担当課:商工振興課

■　各主体が取り組むこと　(期待する役割)

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えましょう。 ・迅速かつ的確に保護活動が実施されるよう、自主的、自発的に警報をはじめメディア等による情報収集や、避難行動をとりましょう。 ・積極的に消費者として正しい知識を習得しましょう。	・パトロールなど防犯活動に努めましょう。 ・従業員は顧客等の避難誘導を、事業者は従業員等の安否確認を行い、避難にあたってはできる限り事業所単位で行動しましょう。 ・消費者に対し必要な情報の提供に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市国民保護計画	

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 16　子育て支援の充実

■ 実施状況と課題

○子育て家庭の経済的負担の軽減のため、チャイルドシート購入費用の助成や子育てきらきらクーポン事業を実施しています。

○地域での子育て拠点の充実、ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援サービス、放課後児童クラブなど多岐にわたる支援を実施しています。

○核家族化、地域のつながりの希薄化等により、家族・地域における養育力が低下し、子育ての孤立感や不安・負担感が増大しています。そのため、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談・支援体制を整備していく必要があります。

■ 基本方針

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談・支援体制を充実するとともに、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのしやすいまちを目指します。

■ 施策の内容

(1)経済的支援の充実

○出生祝金や各種手当の支給、チャイルドシート購入費用の助成をはじめ、行政と市内事業者の協力による子育てきらきらクーポン事業等を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

○中学３年生までの子どもの医療費について、所得制限なく全額を助成し、医療費に係る経済的負担の軽減を図ります。

担当課:国保医療年金課、子育て支援課

(2)子育て支援サービスの充実

○ファミリーサポートセンター事業や地域での育児支援サービス事業など、地域住民による子育て支援を充実します。

担当課:子育て支援課

(3)子育て家庭の交流を促進する事業の充実

○児童館や子育てつどいの広場において、親子が集まり交流する場づくりを推進し、子育てへの不安感や負担感の軽減に努めます。

担当課:子育て支援課

(4)相談・支援体制の充実

○子育て世代包括支援センターを開設し、電話・窓口での相談体制を整備するとともに、支援が必要な家庭に対し、専門職による支援体制を充実します。

○虐待の予防や早期発見・早期対応を図るため、必要な相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

担当課:子育て支援課

(5)放課後児童クラブの充実

○小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。

担当課:社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・子どもを愛情と責任を持って育てましょう。 ・子どもと子育て家庭を応援する意識を持ちましょう。	・子どもと子育て家庭を応援するとともに、子育て支援に取り組みましょう。 ・仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市子ども・子育て支援事業計画	H27.4～H32.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 17　ひとり親家庭等の福祉の充実

■ 実施状況と課題

○ひとり親家庭等は増加傾向にあり、生活支援、就労支援、経済的支援等の相談件数も比例して増加しています。

○現在、母子父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら対応していますが、人員不足により十分な支援ができにくい状況となっています。

○ひとり親の自立を促す給付金制度の申請件数は、増加しています。

■ 基本方針

ひとり親家庭等の自立に向け、相談・支援体制の拡充を行うほか、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援策を展開します。

■ 施策の内容

(1)経済的自立支援の充実

○児童扶養手当等の支給を行うとともに、ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金等の支給や就職先の情報を提供するなど、自立・安定した生活が行えるよう、更なる就労支援の拡充を図ります。

担当課:子育て支援課

(2)生活支援の充実

○日常生活についての相談体制を整え、保護者のニーズや生活状況に応じ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の案内やファミリーサポートセンター等の利用促進を行うなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

担当課:子育て支援課

(3)相談・支援体制の充実

○母子父子自立支援員や家庭児童相談員などによる総合的な相談体制を整えるとともに、相談員の研修によって一層の資質向上を図り、さらに他機関との連携を強化することにより、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減に努めます。

担当課:子育て支援課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域でひとり親家庭等を支えましょう。	・援助を必要とする家庭やこどもを支援しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市子ども・子育て支援事業計画	H27.4～H32.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 18　保育サービスの充実

■ 実施状況と課題

○たつの市子ども・子育て支援事業計画に基づき、延長保育や一時預かり等の更なる充実が必要です。
○たつの市には待機児童はありませんが、３歳未満児の保育ニーズの増加や保育の質の向上のために保育士確保が課題となっています。
○平成 27 年度にたつの市幼稚園・保育所再編計画を策定しており、認定こども園の仕組みや施設について、広く市民へ周知するとともに、児童や保護者に不安を与えないように整備を進めていく必要があります。

■ 基本方針

保育の質・量を確保しながら保育サービスの充実を図るとともに、保育、幼児教育、子育て支援を一体的に提供する幼保連携型認定こども園化を推進します。

■ 施策の内容

(1)保育所等における特別保育の充実

○多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時預かり事業の更なる充実を図ります。
○病児・病後児保育事業の定着を図るとともに、地域の子育てに関する相談・地域交流の場など充実するため、保育所・こども園の地域子育て支援機能の強化を図ります。

担当課:子育て支援課

(2)保育の質・量の確保と保育環境の充実

○３歳未満児の保育ニーズに対応し、待機児童の発生を防ぐとともに、保育の質・量の確保と充実を図るため、保育士等の雇用・確保を進めます。
○園児の安全を守り、保育効果を高めるため、設備の改修や遊具の点検修繕など、計画的な保育環境の整備を図ります。

担当課:子育て支援課

(3)認定こども園の推進

○教育・保育を一体的に提供するこども園の良さを周知するためオープンこども園を開催します。
○就学前教育・保育の質の向上のために就学前施設の職員交流研修を行います。
○民間保育所の認定こども園化の推進を図ります。

担当課:こども園推進課

(4)認定こども園の整備

○たつの市幼稚園・保育所再編計画に基づき、就学前の教育・保育を一体的に提供する「幼保連携型

認定こども園」を整備し、老朽化した市立幼稚園及び保育所の再編や改修、改築等計画的に進めます。

○民間の幼保連携型認定こども園を推進し、改修及び新築等の整備費用の一部を補助します。

担当課:こども園推進課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・保護者としての役割と責任を持ち子育てしましょう。 ・地域の子どもに関心を持ち、子どもの健やかな育成に協力しましょう。	・育児休業制度の整備や取得促進など、子育てしやすい職場環境づくりを推進しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
保育所及び認定こども園の待機児童数	人	0	0
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値の維持		
幼保連携型認定こども園数	園	7	20
平成 33 年度目標値の設定理由	計画の目標値を参考に設定		

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市子ども・子育て支援事業計画	H27.3～H32.3
たつの市幼稚園・保育所再編計画	H28.3～H33.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 19　地域包括ケアシステムの構築

■ 実施状況と課題

○高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう高齢者福祉サービス、介護予防サービス、介護保険サービス等の充実及びサービスを適正に提供する体制づくりに取り組んでいます。

○認知症高齢者等の増加に対して、認知症の早期発見、早期対応を行えるように認知症初期集中支援チームの配置や認知症に備えるための連携ツールの作成・普及、認知症高齢者等を支える地域づくりなど、認知症施策の充実を図っています。

○高齢者世帯の増加に伴い、生活支援を必要とする高齢者が増加しているため、サービスの充実だけではなく、住民主体の地域の支え合いの体制づくりが必要です。

○「介護」「医療」「予防」「健康づくり」「生活支援サービス」「生きがいづくり」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

■ 基本方針

「福祉・医療・保健」の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域での健康づくりや地域づくりの推進役となる人材の育成、地域で支え合う体制づくり、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの融合を図ります。また、介護保険制度に基づく適切なサービスが提供できるよう、サービスの質の確保・向上を図ります。

■ 施策の内容

(1)生活支援･介護予防サービスの充実

○高齢者のニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、地域包括支援センターの充実、関係機関等によるネットワークの整備やボランティアの育成等、日常生活圏域で適切にサービスを提供する体制づくりに努めます。

○介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実により、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

担当課:高年福祉課、地域包括支援課

(2)地域における介護体制の充実

○支援が必要な高齢者に可能なかぎり住み慣れた地域や家庭で自立した生活を営むことができるよう、たつの市介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

○介護保険制度の要となる介護支援専門員の質の向上やケアプラン評価等、介護給付の適正化の取組み等から、介護サービスの質の向上を図ります。

担当課:高年福祉課、地域包括支援課

(3)支え合う地域づくりの推進

○生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、自治会、民間企業、社会福祉協議会、社会福祉法

人、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な関係機関及び関係者が協働し、支援が必要な高齢者等を多様な仕組みで重層的に支え合う体制を構築します。

担当課:地域包括支援課

(4)認知症施策の推進

○認知症高齢者等に対する適時適切な医療・介護サービスの提供対応、介護者の負担軽減のため、認知症初期集中支援チーム等による早期発見・早期対応に向けて関係機関と連携体制を整えていきます。

○認知症の正しい知識を普及し、地域や職域において認知症への理解を深めることで、認知症者やその家族の支援に努めます。

○認知症等による介護負担の増大から生じる高齢者虐待の防止に努めるとともに、西播磨成年後見支援センターとの連携により成年後見制度の普及啓発を図ります。

担当課:地域包括支援課

(5)在宅医療と介護の連携

○医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

担当課:地域包括支援課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・住民相互の支え合い、見守りなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みましょう。	・高齢者が生活しやすい地域づくりに積極的に協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
認サポ受講者数・給付費等			
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
第６期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	H27.4～H30.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載
介護給付費の推移・高齢化率の推移・認定者数の推移等

施策 20　生きがいづくりと社会参加の支援

■ 実施状況と課題

○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、老人クラブ等の支援やひきこもりがちな高齢者への外出支援、ボランティア活動へのきっかけづくりを実施しています。

○働き続ける高齢者の増加や地域との付き合いの薄い世帯の増加により、人と人とのつながりが弱体化しつつあります。一方、長年住み慣れた地域で暮らしたいと願う人も多く、市民の福祉に対するニーズは多様化しています。

○高齢者の生活支援のニーズが増える一方、それを支えるボランティア等が不足している中、豊富な経験や意欲のある高齢者が積極的にボランティア活動、社会活動等に参加できるしくみづくりが必要です。

■ 基本方針

充実した人生を送るための生きがいづくり・社会参加・仲間づくりなど、高齢者の取り組みや活動の普及を支援し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図ります。

■ 施策の内容

(1)社会参加・生きがいづくり

○高齢者の生きがいづくりを促進し、ふれあいを深める老人クラブ活動をはじめ、高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及により、高齢者の社会参加活動を支援します。

○地域社会での奉仕作業やボランティア活動等の自主的な生きがいづくり活動を支援します。

担当課:高年福祉課

(2)敬老事業の実施

○地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、地域社会との協働による敬老事業の実施に努めます。

担当課:高年福祉課

(3)高齢者の地域貢献

○高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技能など、能力を地域社会に還元していく環境づくりや、高齢者自らの取り組みを支援します。

○関係機関と連携した就業機会の拡大と啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努めます。

担当課:高年福祉課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・高齢者の生きがいづくりや地域での居場所づくりを進めましょう。	・事業活動において、高齢者の生きがいづくりに積極的に協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
シルバー人材センター登録者数	人		
平成 33 年度目標値の設定理由			
グランドゴルフ大会の参加者数	人		
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
第６期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	H27.4～H30.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

シルバーの活動写真
グランドゴルフ大会写真

施策 21　障害のある人への生活支援と社会参加の促進

■ 実施状況と課題

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の所持者数の増加により、障害者福祉サービスの利用者数も近年増加傾向となっています。利用者のニーズも多様化しているため、利用者に必要な情報を迅速・的確に提供することが求められています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年に施行され、国・地方公共団体等・事業者は、障害者への差別的取扱いの禁止が法的義務となり、障害を理由とする差別の解消を推進する必要があります。

○障害者が社会参加活動や自立に向けて、地域のレクリエーション活動等へ積極的に参加できるように支援する等、障害者がいきいきとした生活が送れるような支援体制の充実・強化が必要です。

■ 基本方針

障害者が必要とする福祉サービスを的確に選ぶことができる相談・支援体制を充実させます。また、障害者差別解消法に基づき、障害者が障害を理由に差別されることが無く、社会参加と自立した生活ができるまちづくりを目指します。

■ 施策の内容

（1）相談・支援体制の充実

○すべての障害者が個々の状況に応じて、必要とするサービスを的確に選択できるよう、福祉の総合窓口の充実を図るとともに、福祉サービス提供事業者と連携し一貫した相談と支援を行っていきます。

担当課：地域福祉課

（2）障害者への不当な差別をなくす支援

○たつの市障害者等地域自立支援協議会では、障害者差別解消法に基づき、社会的な障壁を除去します。また、職員に対する研修や、市民への啓発活動を実施します。

担当課：地域福祉課

（3）障害者の社会参加と自立した生活の促進

○障害者が地域でいきいきとした生活が送れるよう、障害者団体と協力し、文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい体制づくりを促進します。

○障害者雇用に対する理解を深めていくとともに、関係者間の連携を強化しながら就労支援を進めます。

担当課：地域福祉課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・障害者が障害を理由に差別を受けることがないよう、障害者への理解を深め、地域の行事などに参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。	・就労を希望する障害者を積極的に受け入れましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市第２次障害者計画	H24.3～H29.3
たつの市第４期障害福祉計画	H27.3～H29.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

障害者手帳所持者数（身体・療育・精神）
福祉サービス（利用者数・利用率・数値目標・相談計画数）

施策 22　地域福祉の充実

■ 実施状況と課題

○地域のつながりが希薄化し、地域における支援を必要とする人の発見が難しくなっているため、市民と行政が協力し合い、支援を必要とする人を把握することが必要です。

○高齢者や障害者は年々増え続けています。住み慣れた地域を離れることなく、安心して日常生活を送ることができるまちづくりが必要です。

○生活困窮世帯の困窮の理由は、年々複雑化し、多岐にわたります。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯への相談・支援体制を充実し、個々の世帯に継続的に向き合い、個々の事情に応じた適切な支援を行うことが必要です。

■ 基本方針

市民と行政がともに助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた地域のネットワークづくりを目指します。また、住み慣れた地域で、年齢や障害に関係なく誰もが安心して快適な日常生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進します。

■ 施策の内容

(1)地域のネットワークづくり

○民生委員が行う地域見守り活動、自治会の小地域福祉活動のほか、市民の様々なボランティア活動を推進します。

○高齢者・障害者等で災害時に援護を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有することで、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。

担当課:地域福祉課、高年福祉課、地域包括支援課

(2)福祉のまちづくりの推進

○コミュニティバスやデマンド交通、高齢者・障害者タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活を支援します。

○高齢者や障害者が、住み慣れた家に住み続けることが出来るよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化を支援します。

担当課:地域福祉課、高年福祉課

(3)生活困窮世帯に対する自立支援と生活援護

○生活困窮世帯に対し、個々の事情に応じ生活困窮者自立支援法に基づく支援プランを作成し、自立に向けた相談・支援を行います。自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、世帯状況に応じて自立に向けた支援を行います。

担当課:地域福祉課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・福祉に対する意識を高め、協力しましょう。	・地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第５節　生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策 23　健康づくりの推進

■ 実施状況と課題

○「たつの市健康増進計画・食育推進計画（第２次）」に基づき、健康な暮らしを実現するための取り組みを進めています。

○妊娠期から乳幼児・成人・高齢者までの生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。

○食育については、関係機関との連携のもと幅広い年代への「食」に対する意識の向上を図っています。

○感染症対策については、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防の普及啓発に努めており、計画に基づいた具体的な行動マニュアルの作成が必要です。

○健康づくり組織の活動支援を通じて、会員の資質向上と連携を図ることが必要です。

■ 基本方針

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉と連携を図り、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育・健康相談の充実やそのための体制整備を図ります。

■ 施策の内容

（1）健康増進計画・食育推進計画（第2次）の推進

○健康増進計画・食育推進計画（第２次）の評価と見直しを図りながら、効果的かつ市民の主体的な健康づくりの推進に取り組みます。

○「食」に対する意識向上を図るため、家庭・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地区組織等が連携し、食文化の継承・環境に配慮した「食」に関する知識等や健全な食生活への食育普及啓発に取り組みます。

担当課：健康課

（2）母子の健康づくりの推進

○妊産婦・乳幼児・家族の健康づくり推進のため、切れ目のない支援の体制づくりと、育児の悩みや不安等の早期把握や支援に努め、必要な対象者への専門的相談に努めます。

担当課：健康課

（3）成人と高齢者の健康づくりの推進

○市民総合健診（特定健診、がん検診）の受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。また、保健指導の強化と重症化予防に重点をおいた健康づくりを推進します。

○高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民自らが主体となり身近な場所において心身機能の低下を予防し、要介護状態等の軽減を図るための介護予防を推進します。

担当課：健康課

（4）歯科保健の推進

○歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に努め、生涯にわたって自分の歯を保持

できるよう、効果的な虫歯予防、歯周病予防対策を推進します。

担当課:健康課

(5)感染症対策の推進

○感染症予防の普及啓発に努め、予防接種率の向上を図るとともに、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、迅速かつ的確な防疫体制に努めます。

担当課:健康課

(6)健康づくり組織への支援

○育児支援や市民の健康づくりに取り組む母子・健康推進委員会や食生活改善及び食育活動を主体的に推進するいずみ会など、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動や団体を支援します。

担当課:健康課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自分の健康は自分で守る意識をもって、健康づくりに取り組みましょう。	・関係機関と連携し、従業員の健康づくりを進めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市健康増進計画・食育推進計画（第２次）	H26.3～H31.3
たつの市新型インフルエンザ対策行動計画	H27.3～

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第５節　生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策 24　医療サービスの向上

■ 実施状況と課題

○医療費適正化のためジェネリック医薬品の普及、医療費通知やレセプト点検調査の充実強化、特定健診受診率の向上、検診の受診勧奨による疾病予防及び早期発見、早期治療に取り組んでいます。

○「市民に必要な医療の提供」「地域包括ケアシステムへの貢献」「健全な経営」を基本目標として、病院運営に取り組んでおり、救急医療、小児医療等地域医療の充実が必要です。

○たつの市国民健康保険事業においても低所得者層や高齢者層が増加しており、事業運営が不安定なものとなっていることから、増加傾向にある医療費の抑制が不可欠となっています。

■ 基本方針

市民病院が医療連携の拠点機能を果たし、医療・介護の分野において地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、中長期的展望を持って安定的な経営をめざします。また、国民健康保険事業については、健康で安定した生活ができるよう、医療費の適正化と保険税収納率の向上を図り、健全運営に努めます。

■ 施策の内容

（1）地域医療体制の充実

○地域の医療機関との連携を強化し、地域住民が安心できる医療を提供します。

○急性期治療を終えた患者に集中的なリハビリテーションを提供し、速やかな機能回復を図り、早期の在宅復帰を支援します。

○医療・介護の連携強化に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療、訪問看護サービス等を提供し、地域包括ケアシステムへの貢献に努めます。

○医師会の協力体制のもと、はつらつセンター内にある休日夜間急病センターの医療体制の充実に努めます。

担当課：市民病院・健康課

（2）市民病院の運営

○救急医療及び健診事業の充実、地域医療連携の強化、高度医療機器の利用促進に努め、市民から信頼される病院を目指します。

○病院改革プランに基づき、診療収入増加策や経費削減策を着実に実行し、安定した病院経営を目指します。

担当課：市民病院

（3）国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

○国保財政の安定を図るため、医療費の動向を的確に把握し、適正な課税と収納率の向上に努めます。

○レセプトによる疾病分析、特定健康診査の推進と健診後の特定保健指導の徹底、レセプト点検の充実強化、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為の把握強化等により、医療費の抑制に努めます。

○国民健康保険については、平成 30 年度から兵庫県と県内市町が共同保険者となり健全運営に努めます。

○後期高齢者医療広域連合及び関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療給付などの適正化に努めます。

担当課:国保医療年金課

(4)福祉医療費助成制度の適正運営

○福祉医療費助成制度については、現行の中学３年生までの医療費完全無料化といった市独自の医療費助成の堅持に努めつつ、国・県の動向を見ながら社会のニーズに対応した制度の見直しを図ります。

担当課:国保医療年金課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日頃から安心して通える、かかりつけ医や薬局を持ちましょう。	・感染症に関する従業員への知識の普及や、予防体制の確立に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
ジェネリック医薬品普及率	%	38.1	80
平成 33 年度目標値の設定理由	厚生労働省が定めた目標値を参考に設定		
特定健診受診率	%	35.5	60
平成 33 年度目標値の設定理由	厚生労働省が定めた目標値を参考に設定		
経常収支比率（病院会計）	%	92.6	100
平成 33 年度目標値の設定理由	総務省が定めた目標値を参考に設定		

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市国民健康保険保健事業実施計画	H28～H29
たつの市民病院改革プラン	H29～H32

関連する図表・グラフ・写真等を掲載
国民健康保険被保険者数と保険給付額の推移

施策 25　幼児教育･保育の充実

■ 実施状況と課題

○核家族化、保護者の就労などの理由により、幼稚園への入園が減少し、保育所・認定こども園への入園が増加しています。
○幼稚園・保育所・認定こども園を一体的に捉え、継続的な小学校との交流体制づくりを進める必要があります。
○幼稚園児の減少が顕著な地域では、一人ひとりにきめ細かい対応ができている一方、望ましい規模の集団教育が難しい状況です。
○子育て全般や虐待・療育など相談内容が多岐に渡り、より幅広い専門機関との連携が必要です。
○幼児教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の職員交流研修を実施しており、今後も継続して職員研修を行っていく必要があります。

■ 基本方針

就学前の子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、教育・保育内容の充実や子育て支援体制の充実を図ります。

■ 施策の内容

(1)幼児教育･保育の充実

○幼児教育・保育の充実のため、望ましい規模の集団形成と同年齢・異年齢及び地域の様々な人との関わりにより教育効果の向上を図ります。
○幼稚園・保育所・認定こども園の職員交流研修の実施や教育・保育カリキュラム及び小学校との接続期カリキュラムを策定することで、就学前の子どものより良い成長に繋げます。
○様々な体験活動を通し、就学前の子どもの心身の調和がとれた発達を助長し、個性や能力の伸長を図ります。また、職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育をさらに充実させます。
○園児の障害の状況に応じ加配教員を配置し個別指導を行い、幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。

担当課:子育て支援課、こども園推進課、教育総務課、学校教育課

(2)子育て支援体制の充実

○子育て相談や食育指導を通して家庭での生活習慣を見直す機会を提供し、家庭とともに基本的な生活習慣の確立を図ります。
○未就園児のいる家庭に対し、子育て相談や未就園児保育の機会を設け、遊び場及び保護者同士の交流の場などを提供し、子育て支援体制の充実を図ります。

担当課:子育て支援課、学校教育課

(3)幼稚園給食の実施検討と食育の推進

○学校給食の総合的な整備計画に併せ、たつの市幼稚園・保育所再編計画との整合を図りながら、全幼稚園への給食提供を検討し、幼児期からの適正な食習慣を身につけ、食育の推進を図ります。

担当課:教育総務課

(4)認定こども園の推進

○たつの市幼稚園・保育所再編計画に基づき、就学前の教育・保育を一体的に提供する「幼保連携型認定こども園」を整備し、市立及び私立の認定こども園教育・保育の充実を図ります。

担当課:こども園推進課

(5)関係機関・保護者・地域等の連携

○保護者や地域の人々とともに活動する機会を積極的に増やし、関係機関等との連携を密にしながら幼児教育及び就学前の子どもの豊かな体験活動を推進します。

担当課:子育て支援課、学校教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・就学前の子どもに関する子育て支援制度を積極的に活用しましょう。 ・地域の力を生かした子育て支援を進めましょう。	・家庭や地域との連携を図り、子育て支援に協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
幼保連携型認定こども園数	園	7	20
平成 33 年度目標値の設定理由	計画の目標値を参考に設定		

■ 関連する計画

計画名	期間
子ども・子育て支援事業計画	H27.3～H32.3
たつの市幼稚園・保育所再編計画	H28.3～H33.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

平成 24 年度～平成 28 年度　幼稚園児数の推移
平成 24 年度～平成 28 年度　保育所児童数の推移
平成 24 年度～平成 28 年度　認定こども園児数の推移
認定こども園児が活動している（遊んでいる）写真

施策 26　義務教育の充実

■ 実施状況と課題

○小中学校では、児童生徒の実態に応じ、少人数授業推進教員、支援員の配置等、きめ細かな教育が行われ、指導体制の充実が図られています。また、小学校から中学校への連携期において、継続性のある指導が行えるよう小中学生の交流活動を積極的に進めています。
○地域と連携を図り、発達の段階に応じた体系的な体験活動を推進することで、ふるさとに愛着をもてるよう事業を展開しています。
○グローバル化が進展する社会の動向をとらえ、異なる文化や価値観を理解するため国際理解教育を推進しています。
○不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、人的な配置を強化するとともに、スクールソーシャルワーカー等、専門知識を持つ者を配置し、関係機関との連携をさらに強化する必要があります。
○児童生徒の学力と家庭での学習習慣・生活習慣との間に相関関係がみられることから、より一層家庭教育との連携を図り、「確かな学力」の確立につなげる必要があります。
○相談の内容が子育て相談のみならず、家庭生活など多岐にわたるため、より幅広い専門機関との連携が必要です。
○安全で安心な教育環境を確保するため、最優先で学校施設の耐震化を実施している一方、施設の老朽化が進み、その対策が求められている状況です。

■ 基本方針

児童生徒の実態に即した指導により、「自ら学び、自ら考える力」を育成し、学力の向上と豊かな心の育成をめざすとともに、安全で快適な学校環境の整備を推進します。

■ 施策の内容

(1)基礎学力の向上

○「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、児童生徒の基礎学力の定着状況や生活実態を把握し、学校における指導体制や指導方法を工夫改善し「確かな学力」の確立を通して児童生徒の「生きる力」を育みます。
○少人数指導や複数指導など「きめ細かな教育推進事業」や小学校５、６年生における兵庫型教科担任制等を通じ「確かな学力」の確立に取り組むとともに、「連携型小中一貫教育」による９年間を見通した効果的な指導を推進します。
○コンピュータや情報ネットワーク等のＩＣＴを活用する学習活動を通し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成します。

担当課:学校教育課

(2)体験活動の推進

○小学校４年生対象の「海に学ぶ体験学習事業」、小学校３・５年生対象の「小学校体験活動事業」、中学校２年生対象の「トライやる・ウィーク」をはじめ、「総合的な学習の時間」等を利用したボランティア体験・自然体験・社会体験活動を推進します。また、体験活動の充実により、児童生徒の自立心を培うとともに、命を大切にするこころを育みます。

担当課:学校教育課

(3)道徳教育の推進

○「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤を育成します。

○人間としてよく生きるための基本的な心構えや行動について、発達の段階を考慮して体験的・実践的な活動を通した学習を推進します。

○平成 30 年度（小学校）、平成 31 年度（中学校）の「特別の教科　道徳」の全面実施を踏まえ、人づくりの基盤としての道徳性を養う道徳教育を推進します。

担当課:学校教育課

(4)人権学習の充実

○県が作成した研修資料や「新しい部落史に学ぶ授業の創造」を指導の基本として、学校訪問指導、人権作品の募集、教職員研修を実施し、児童生徒の人権意識の確立や教職員の資質向上を図るとともに、地域教材の掘り起こしを行うなど、地域に根ざした人権尊重の学校文化の構築を目指します。

担当課:人権教育推進課

(5)特別支援教育の充実・推進

○早期からの支援体制を整備し、関係機関や小学校との連携を図り、継続した支援体制の構築に努めます。さらに、中学校での進路指導、高等学校への引き継ぎ等、支援体制の確立を推進します。

○特別支援教育ネットワーク会議を中心に支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進します。

○特別支援教育コーディネーター研修会や啓発研修会の実施により、教職員の資質を高めます。

担当課:学校教育課

(6)国際理解教育の推進

○ＡＬＴ（外国語指導助手）を配置し、児童生徒の語学力の向上や外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際的視野に立って異文化を理解し、尊重する態度やともに生きていく態度を育成します。

○国際交流協会と積極的に連携を図り、グローバル化に対応した教育を推進します。

担当課:学校教育課

(7)情報教育の推進

○ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した教員の指導力向上及び情報モラル教育の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の向上を目指します。

担当課:教育総務課　学校教育課

(8)教育相談・進路指導の充実

○特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者や子育ての悩みを抱えている保護者に対する教育相談を実施し、子育て支援体制の整備を図ります。

○教育相談専門員・特別支援教育指導員及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを

配置し、各種教育相談を実施し、子どもの発達・不登校・いじめ問題等に対応します。

○高等学校の体験入学（「オープンハイスクール」等）や説明会等への積極的な参加を促進し、生徒の個性や特性を生かし、目的を持った進路指導を行います。

担当課:学校教育課

(9)キャリア教育の展開

○小中それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組みます。また、資料・教材の開発や学習内容について、教員間の研修を深めます。

担当課:学校教育課

(10)読書活動の推進

○子どもたちの読書活動を推進するとともに、学校と市立図書館とがさらに連携を深め、子どもたちの読書への関心・意欲を高めます。

○図書室の環境整備を通じ、魅力ある図書室づくりを行うことで「読書センター」・「学習センター」としての機能充実を図ります。

担当課:学校教育課

(11)学校給食の充実

○学校給食に地元産食材を「生きた教材」として取り入れ、地域の食文化や伝統食を理解し、日常生活における食事への正しい理解を養い、安全安心でおいしい給食を提供するため、学校給食の充実を図ります。

担当課:教育総務課

(12)学校施設整備の計画的な実施

○安全で安心な教育環境を確保するため、定期的な施設の点検や維持管理を行うとともに、学校を取り巻く環境の変化を的確に捉え、質的整備を促進します。

○施設の長期間使用を図るため、長寿命化対策を検討します。

担当課:施設課

(13)関係機関・保護者・地域等の連携

○保護者の学校教育への積極的な参画を促進し、地域の産業界等における人材やボランティア等の協力と参加を得て、豊かな体験活動を推進します。

担当課:学校教育課

■　各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・学校教育に関する認識や理解を深め、学習活動に協力しましょう。 ・地域の力を生かした教育活動を進めましょう。 ・積極的に子どもと対話をしましょう。 ・地域と学校が連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守りましょう。	・子どもの職場体験学習の機会の提供など、教育活動に積極的に参加しましょう。 ・安全パトロールに取り組むなど、子どもたちの安全確保に協力しましょう。 ・安全で安心な食材を提供しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
中学校における不登校出現率	%	3.5	3.0
平成 33 年度目標値の設定理由	きめ細やかな教育推進事業の成果として		
イングリッシュチャレンジデー参加希望人数	人	38	70
平成 33 年度目標値の設定理由	国際理解教育推進事業の成果として		
教員の ICT 活用率	%	70	95
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市公共施設等総合管理計画	H29～

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 27　青少年の健全な育成

■ 実施状況と課題

○青少年健全育成協議会や関係機関と連携し、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりに努めています。
○インターネットやスマホの普及など、青少年を取り巻く環境の目まぐるしい変化に対応していくための環境づくりが必要です。
○凧あげ祭りやかるたとり大会などの青少年参加型事業においては、参加者が固定化傾向にあるため、それらを解消する事業展開が必要です。
○放課後児童クラブは、対象学年の拡大や最低開設人員の緩和により、多くの児童を受け入れ児童の健全育成に努めています。
○放課後児童クラブの入会者が４人に満たない未開設地域への対応、個別に支援が必要な児童の受け入れ態勢、対象児童の拡大による多様な児童への対応が課題です。

■ 基本方針

地域・学校・家庭などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、健全育成に努めます。

■ 施策の内容

(1)青少年健全育成事業の推進

○学校・地域・家庭が連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するため、正しい知識を養うための講習会・研修会を行い、街頭での補導やパトロール活動を推進します。
○子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促します。
○科学実験・科学講習会などを通じて、次世代を担う子どもたちの創造的な発想や理解力を養います。

担当課:社会教育課

(2)放課後児童健全育成事業の推進

○放課後児童クラブは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた適正な運営を行います。
○全職員を順次、放課後児童支援員認定資格研修に派遣し、有資格者による保育を実施し、保育の質の向上に努めます。
○放課後子ども教室、こども未来応援塾をモデル地区において開設し、児童の健全育成及び学力定着に努めます。

担当課:社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域において、子どもたちと話し合う機会を増やしましょう。	・青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
放課後児童クラブ登録児童の割合 ※（ ）は、うち低学年の割合	%	15(28)	16(30)
平成 33 年度目標値の設定理由			
放課後児童クラブにおける放課後児童支援員有資格者の割合	%	14	100
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

放課後児童クラブ保育風景写真
放課後児童クラブ保育風景写真

施策 28　生涯学習の推進

■ 実施状況と課題

○公民館を拠点として各種講座や行事を開催していますが、参加者層の高齢化、固定化がみられるため、学習内容の更なる工夫や充実を図り、幅広い層の利用を促進していく必要があります。
○図書館は、利用者の高齢化が進んでいるため、あらゆる年齢層に対応できるような事業を展開し、情報発信していく必要があります。

■ 基本方針

多様化する市民のニーズや学習意識の高まりに対応するため、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進します。

■ 施策の内容

(1)生涯学習体制の充実

○あらゆる市民に向けて、それぞれの習熟度に応じた多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくことができる環境づくりに努めます。

担当課:社会教育課

(2)生涯学習事業の充実

○だれもが学習活動に参加できるよう、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努めます。

担当課:社会教育課

(3)図書館事業の充実

○蔵書の充実を図り、市民と本（資料）を結びつける活動を活発に展開することで、読書を推進します。
○読書への関心を高めるため、乳幼児を対象とした「子ども読書ふれあい事業」を行うとともに、「こども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校園、図書館などが連携した読書活動の推進に取り組みます。
○電子図書館（インターネット上で電子書籍を利用できるシステム）を構築しサービスの拡充を図ります。
○レファレンスサービス、インターネットによる予約、市内を巡回する移動図書館などの市民サービスに努めるとともに、情報拠点としての機能を発揮し、生涯学習の一端を担います。
○播磨圏域８市８町の広域利用により利便性の向上に努めます。

担当課:社会教育課

(4)生涯学習施設の整備

○関連施設の耐震補強を進め、安全で快適な生涯学習活動ができる環境整備に取り組みます。

〇地域のニーズや社会情勢に呼応した適正な社会教育施設のあり方、配置について検討します。

担当課:社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・学習活動を通じて様々な知恵や知識、教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。	・だれもが学び、経験を積む機会を提供するとともに、学習に対する意欲や関心の喚起に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
図書館貸出冊数	冊	529, 107	550, 000
平成 33 年度目標値の設定理由			
広域利用促進に伴う市外利用者貸出冊数	冊	8, 090	20, 400
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
こども読書活動推進計画	H29～H38

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

市内の生涯学習施設一覧
公民館高齢者教室写真
公民館まつり写真
図書館読書講演会写真
図書館わらべうた講座写真

施策 29　スポーツ・レクリエーション活動の推進

■ 実施状況と課題

○ニュースポーツの普及やスポーツクラブ 21 の活発な活動等が行われていますが、年間を通じて活動場所の確保が課題となっており、施設の老朽化により年々修繕料が増加し、改修等の工事が必要とされる既存施設が多い状況となっています。

○競技種目ごとの正式なスポーツ施設がなく多目的の運動公園が多いため、１か所に集中する総合運動公園の建設が望まれていますが、適地を求めにくいのが現状です。

○体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ 21 等スポーツ団体との連携を保ち、スポーツを通して青少年の健全育成や地域づくりに努めています。

○スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、時代に即した情報提供に努め、指導者の発掘・育成やスポーツ関係団体との連携を強化し、支援していく必要があります。

○スポーツクラブ 21 は各小学校区を対象に設立していますが、人口等の地域差が大きく、活動自体にも大きな差があります。

○たつの市の観光資源を生かした、観光及びスポーツ振興の相乗効果を目的として「スポーツツーリズム事業」を開催しています。

■ 基本方針

市民の体力の向上や健康づくりの場として、既存施設の適正な維持管理に努め、有効活用していくとともに、公式試合ができる施設の整備について検討を進め、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを目的に、各種スポーツ教室・大会等を開催し、家族・世代間の交流が図れるように努めます。また、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努めます。

■ 施策の内容

（1）既存施設の維持管理

○既存施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、安心・安全な施設を維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

担当課：体育振興課

（2）スポーツ施設の整備

○公式試合が開催可能なスポーツ施設の整備を検討し、スポーツ交流が盛んな環境をつくるため、既存施設の改修や増設等、本市にとって最良の手段を調査・研究します。

担当課：体育振興課

(3)スポーツ・レクリエーションの普及推進

○市民ニーズに適合した各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域スポーツ推進事業としてノルディックウォーク等の普及を推進します。

○市の広報誌やホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

担当課:体育振興課

(4)スポーツクラブ 21 の支援

○市内小学校区を対象に設立されたスポーツクラブ 21 において、子どもから高齢者まで幅広く参加できるスポーツ活動が展開できるよう支援します。

担当課:体育振興課

(5)関係団体との連携

○体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通した交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。

担当課:体育振興課

(6)スポーツツーリズム事業の推進

○たつの市の観光資源を生かした「梅と潮の香マラソン大会」「たつの新舞子ビーチカップ大会」などを開催し、たつの市の魅力を全国に発信し、観光及びスポーツ振興を図ります。

担当課:体育振興課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・スポーツ活動に率先して参加し、生きがいづくり、健康づくりに努めましょう。	・スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
スポーツ施設利用状況			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

市内のスポーツ施設一覧
屋内スポーツ施設利用状況の推移
屋外スポーツ施設等利用状況の推移

施策 30　歴史文化遺産の保全と活用

■ 実施状況と課題

○市内の歴史文化遺産の調査を進め、指定制度等を活用し、文化財保護施策を展開しています。
○歴史的景観形成地区において町並み整備事業により、歴史的建造物の保全が図られ、同建造物を活用した出店も増加しています。
○空き家・空き地が増加し、歴史的町並みが損なわれつつあります。
○龍野地区において、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みが始まっています。
○文化財の保存・活用については、所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。
○歴史資料館等については、学習の場としての設備の充実とともに管理運営の効率化が求められます。

■ 基本方針

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努めます。

■ 施策の内容

(1)歴史文化遺産の再発見

○市域の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努め、文化財としての保存・活用を行います。

担当課:歴史文化財課

(2)文化財の保存

○重要な歴史文化遺産の文化財指定を推進し、各種の文化財保護制度に基づき保存に努め、適切な保存・整備を実施しながら幅広い活用を目指します。また、文化財情報の発信と顕彰に努め、市民とともに歴史文化遺産を未来へ継承していきます。

担当課:歴史文化財課

(3)文化財を活用したまちづくり

○文化財を地域資源と位置付け、これを活用した多様な事業やイベントを展開します。地域と行政が連携しながら、市民とともに歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進します。

担当課:歴史文化財課

(4)歴史資料館の活用と整備

○市内に点在する資料館の管理運営を効率的に見直し、魅力ある展示等の事業を実施します。また、設備の充実・改修などを検討し、創意工夫によって市民に親しまれる資料館を目指します。

担当課:歴史文化財課

(5)歴史的町並みの保全

○「龍野地区」「室津地区」の歴史的景観形成地区は、本市の歴史と文化の象徴であり、その貴重な歴史的町並みの保存と整備を進めます。また、龍野地区において、全市的な理解と協力のもと、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。

担当課:まち未来創造課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・文化財を地域の宝と位置づけ、保存と活用を推進しましょう。 ・歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。	・文化財の保存や継承に対し、積極的に支援しましょう。 ・歴史的建造物を活用しましょう。 ・歴史的建造物を保全するため、建築技術の継承に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
指定文化財数（国・県・市指定、国登録）	件	94	97
平成 33 年度目標値の設定理由			
資料館・埋蔵文化財センター等の来館者数	人	22,935	25,000
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 31　芸術文化活動の振興

■ 実施状況と課題

○「童謡の里宣言」に即した「三木露風～新しい童謡コンクール～」、「童謡の祭典」を開催し、童謡の普及、創造に努めるとともに市民の創作作品を公募する「たつの市美術展」、文化協会を中心に企画運営を行う「たつの文化祭」、市内で活動する音楽団体が出演する「たつの市音楽祭」など、芸術文化の振興に努めています。

○各分野で文化活動を行っている市民の発表の場づくりには貢献しているものの、新たに文化活動を始めたい市民への啓発に努める必要があります。

○赤とんぼ文化ホールとアクアホールの開館から年数が経過し、施設の機能を維持するための大規模な設備の更新とともに文化拠点としての更なる事業展開が必要です。

■ 基本方針

これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民とともに実施し、「たつの」の良さへのかん養を図ります。文化団体の支援や市民の文化活動を支援し、市民主体の芸術文化振興事業を幅広く醸成します。

■ 施策の内容

(1)地域文化の継承

○童謡をはじめとする文化を継承していくため、文化人の顕彰や広報活動、市民の文化活動の支援を行い、文化振興事業の充実に努めます。

担当課:社会教育課

(2)文化・芸術公演事業の実施

○赤とんぼ文化ホールとアクアホールでは、設備を修繕及び更新させ、市民参加型やふるさと出身アーティスト支援の事業展開を行い、文化振興と文化交流の拠点施設として幅広い事業を展開します。

担当課:社会教育課

(3)地域文化の展開

○既存の文化活動を継承しつつ活動の連携と調和を図り、加えて新たな市民の参加を促し、次への文化の展開につなげていくことで、活力ある文化振興事業を実施し、文化都市「たつの」を発展させていきます。

担当課:社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・心豊かな生活を実現するため、文化・芸術活動への参加及び鑑賞の機会を持ちましょう。	・文化イベントへの参加啓発をしましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
総合文化会館主催事業の来場者数及び施設利用人数	人	120, 771	121, 000
平成 33 年度目標値の設定理由			
たつの市美術展におけるたつの市民の出品点数	点	163 （出品総数 548 点）	180
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

市内の文化施設一覧
赤とんぼ文化ホール主催事業写真
たつの文化祭又はたつの市音楽祭写真
たつの市美術展写真

施策 32　人権教育･啓発の推進

■ 実施状況と課題

○「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、８月を推進強調月間とし、中央大会を開催しています。
○人権関係団体と連携し、人間の尊厳が大切にされる「明るい、住みよいたつの市」を築くための啓発活動を展開しています。
○人権教育の推進や人権意識の高揚のため、「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」等を開催し、公開保育・授業や講演会等を実施し、広く市民に学習の機会を提供しています。
○各種取り組みによる市民の人権意識の高揚は十分には実現しておらず、研修等の参加者の固定化がみられます。

■ 基本方針

「人権尊重都市宣言」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、同和問題をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解消を目指します。すべての人の人権が尊重される明るく住みよい「たつの市」を築くため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。

■ 施策の内容

(1)人権文化をすすめる市民運動の展開

○「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、８月を推進強調月間として、人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図ります。
○中央大会のみならず、実践発表会や人権を考える市民の集いを各地区で開催し、公開保育・授業、グループ学習、講演会等を実施し、広く市民に学習の機会を提供します。

担当課:人権教育推進課

(2)学習活動の推進

○学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、地域教材や学習方法の研究・開発を行うとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。
○関係機関との連携を深めながら、人権感覚を磨き、行動につながるような講座や研修会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。

担当課:人権教育推進課

(3)指導者の育成

○同和問題をはじめ、いじめや虐待、風評被害、インターネットや携帯のメール・ＳＮＳによる悪質な書き込み、性的マイノリティやヘイトスピーチなどの新たな人権課題等、様々な人権課題の解決に向け、人権教育アシスタント・人権教育推進委員を委嘱して指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

担当課:人権教育推進課

(4)教育集会所･隣保館活動の充実

○周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、生活上の相談事業をはじめ、人権講演会や交流学習会、人権交流推進事業など人権課題の解決のための各種事業の取り組みを推進します。

担当課:人権推進課、人権教育推進課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体･事業者等が取り組むこと
・家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしましょう。 ・人権についての学習会等に積極的に参加し、関心をもって取り組みましょう。	・自治会・ＮＰＯ・ボランティア団体・企業などが自ら学習会を実施し、人権意識を高めましょう。 ・各種団体が実施する学習会の充実を図るため、様々な研修の機会に参加し、その手法等積極的に学びましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
人権に関する研修会・学習会の参加率	%	29.1	30.0
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市人権施策推進指針	H29 見直し
たつの市人権施策推進指針実施計画	H30 改訂

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 33　男女共同参画社会の形成

■ 実施状況と課題

○女性の就労に係るセミナー及び相談事業への参加者が少なく、また、市の各種審議会等での女性委員の構成比率も低いため、さらなる女性の社会参画の推進が必要です。
○女性活躍推進法の全面施行に伴い、女性が職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できるようにする環境づくりの取り組みが必要となっています。

■ 基本方針

男女共同参画社会の実現に向けた、啓発や家庭、地域、企業における意識改革を促すとともに、女性が活躍できる地域社会の形成に向けた取り組みを推進します。

■ 施策の内容

(1)男女共同参画社会の形成

○「たつの市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、情報誌の発行による啓発をはじめ、女性社会進出支援に係るセミナーの開催など、総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

担当課:人権推進課

(2)女性が活躍できる社会づくり

○女性活躍推進法の目的達成のため、特定事業主行動計画の推進を図るとともに、一般事業主への女性活躍社会の構築に向けた情報提供等に取り組みます。

担当課:人権推進課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・男女がともに考え、ともに担う社会づくりを進めましょう。 ・仕事と家庭・地域生活の両立ができるよう事業所等に働きかけましょう。 ・女性が活躍する意義を理解しましょう。	・男女共同参画教育を推進し、性別による差別的取り扱いをなくしましょう。 ・男女共に働きやすい職場づくりに努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
審議会等の女性委員の構成比率	%	21.13	30.0
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
第２次たつの市男女共同参画プラン	H29.4～H39.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 34　農林生産基盤の整備と担い手の育成

■ 実施状況と課題

○農業用施設は、単に農業生産のための機能だけではなく多様な機能を有しています。農業生産力の向上と農村環境の保全のため計画的に整備を実施しています。
○高齢化により維持管理者が減少しているため、老朽化した施設の大幅な増加や想定外の災害に対する防災・減災への対応が必要です。
○安心、安全な災害に強い森づくりのため、斜面の防災機能の強化を図り、間伐木を利用した土留工を設置しています。また、風水害に強い多様な混交林をつくるため、広葉樹の植栽を行っています。
○有害鳥獣対策について、狩猟者の高齢化及び狩猟免許保持者の減少による後継者が不足しています。
○地域農業の担い手となる農業後継者、新規就農者、認定農業者及び集落営農組織の確保・育成に努めており、今後は地域事業を含めた相互協力が必要です。

■ 基本方針

生産性向上を図るため、基盤整備を実施し、優良農地の確保に努めるとともに、周辺環境を考慮しつつ、防災機能や親水機能、景観にも配慮した整備を行い、農業、農村の持つ多面的機能の発揮を促進します。山林については、水源のかん養や災害防止等の公益機能を高めるため、森林の適切な整備を行い、市民生活に欠くことのできない自然環境ゾーンとして保全します。また、農業を支える担い手の育成や生産基盤の経営発展を図り、効率の良い安全で安心な農産物生産に取り組み、地域の特色を生かした営農体制を推進します。

■ 施策の内容

(1)農業用施設の整備

○農地の区画整理や排水改良を実施することにより、農業生産性の向上を図るとともに、水田の汎用化を促進し、有効かつ効率的な農業生産体制の構築を目指します。
○ため池の老朽化による災害の未然防止と農業用水の確保のため、計画的に整備を行います。また、貴重な地域の財産であるため池の有する多面的機能の発揮に努めます。
○老朽化により機能低下した農道の修繕~~補修~~、更新などの整備を行い、農業・農村地域の振興と生活環境の改善を図ります。
○農業用水の安定確保を図るため、用排水施設の計画的かつ効率的な更新整備を行うとともに、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮を促進し、また、適時の診断や予防保全対策により施設の長寿命化を推進します。

担当課:農地整備課

(2)有害鳥獣対策の強化

○鹿、猪等の有害鳥獣による農業被害を低減するため、自治会、猟友団体等との協力体制を確立し、有害鳥獣捕獲活動を実施するとともに、市内で有害鳥獣捕獲活動に従事する狩猟者確保のための狩猟免許取得等費用の一部補助、防護柵の設置等を支援します。

担当課:農林水産課

(3)森林環境整備と保全

○木材の生産林として、適切な森林管理を図るとともに、災害に強い森づくりへの取り組みについて、森林組合等と協調し、自然環境に配慮した森林保全や林道等施設整備を推進します。

担当課:農林水産課

(4)多様な担い手の育成・確保

○認定農業者や集落営農組織などに対して法人化に向けた推進を行うとともに、販路の確保による経営の拡大や効率化を図るため、複数の個人経営体の集団化や集落営農組織の広域化を推進します。

○担い手農家の少ない地域では、住民の創意を生かした「人・農地プラン」の作成を進め、地域合意による集落営農の組織化、女性及び定年帰農者が農村で活躍する場を広げ、多様な担い手による活力ある農村づくりを目指します。

担当課:農林水産課

(5)農地の集積・集約化

○中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方を明確にするため、関係機関が連携し、農業振興地域の全ての農業集落で「人・農地プラン」の作成を進め、農地中間管理事業の活用により、中心経営体への農地の集積・集約化を推進し、大規模化による経営力の強化を図ります。

担当課:農林水産課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域農業の担い手の育成に努めましょう。 ・農道、水路など地域の維持管理活動に参加しましょう。	・農業後継者、新規就農者との協力体制を築きましょう。 ・農道、水路などの整備事業に取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第１節　次世代へ伝え育む農林業を活性化する

施策 35　農業経営の安定化と地産地消の推進

■ 実施状況と課題

○麦・大豆の作付けと紫黒米等の特産農産物の栽培面積の拡大を進め、生産性の高い農業を確立するとともに、景観作物による水田の有効活用を促進し、水田の生産調整面積の達成に努めています。
○遊休農地を活用し、市民が利用できる農地を市民ふれあい農園として提供することで、農業の活性化と農地保全を行っています。
○地元農産物の消費拡大のため、産地のブランド化、6 次産業化及び市外への積極的なＰＲが必要です。
○農園の管理については、鳥獣被害の防止、空き区画・共用部分の草刈り等、園内の環境の維持管理及び利用率向上に向けた利用者募集の広報の実施等が必要です。

■ 基本方針

消費者の需要に応じた「安全で安心な」農産物を安定的に供給し、「地元でとれた物を地元で消費する」という地産地消を推進するとともに、市場競争力の高い農業の振興を図り、たつの市産農産物のブランド化を展開します。

■ 施策の内容

(1)新たな価値創出による需要の開拓

○農商工が連携して伝統産業である醤油醸造業の原材料に適した小麦や大豆の安定した生産と供給に努め、高品質化を目指します。
○紫黒米やバジルをはじめとした消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の栽培面積の拡大を継続的に推進し、たつの市産の知名度を向上させるとともに、ブランド化を図ります。
○国指定産地の大根や人参、兵庫県指定産地のレンコンやトマト等の市場競争力を高める取り組みを積極的に展開し、国内外への販路拡大に努めます。

担当課:農林水産課

(2)地元農産物の消費拡大

○６次産業化による農村集落の所得向上や新たな雇用を創出します。
○地元農産物を学校給食で活用し、積極的なＰＲを行います。
○各地域にある農産物の直売所を通じ、各地域の特色ある農産物の直売活動を支援します。

担当課:農林水産課

(3)体験農業・市民農園の実施

○遊休農地の活用の一環として市民農園を開設し、農地を所有していない人にも野菜作りの楽しさ、収穫の喜び等、様々な農業体験ができる場を提供します。

担当課:農林水産課

（4）環境に配慮した農業の推進

○化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に効果の高い営農活動を推進して、環境にやさしい農業に取り組みます。

担当課：農林水産課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日々の食生活にできるだけ多くの地元農産物を取り入れましょう。	・付加価値の高い農産物によるブランド力の向上に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指　標　名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第２節　活気ある水産業を推進する

施策 36　水産業基盤の整備

■　実施状況と課題

○漁港施設の整備を推進し、漁業活動の安全性や機能性等が向上していますが、今後も計画的な維持管理に取り組むことにより、施設の長寿命化が必要です。

○水産資源の増大を図る稚魚放流や漁礁の設置を進めるとともに漁場の環境保全活動の推進を図っています。

○地元関係団体と連携したイベントを開催し、水産物のブランド化と販路拡大の推進を図っていますが、新たな特産品の開発や販路拡大の取り組み、イベント内容等の見直しが必要です。

■　基本方針

漁港施設を計画的に整備するとともに既存施設の維持補修に努め、水産物の安定的供給を図るため、漁場の環境保全活動及び水産種苗の放流や漁礁の整備を推進します。また、海を中心とした交流を喚起し、都市住民との新たな交流・賑わいネットワークの形成により、地域の活性化を図ります。

■　施策の内容

（1）漁港整備

○漁港機能を維持し、地域水産物の供給基地として各施設の整備事業を展開します。

担当課：農林水産課

（2）つくり育てる漁業の推進

○漁業資源の安定を確保するため、ガザミ・クルマエビ等の水産種苗の放流や魚礁の設置、カキ養殖業の振興等を図り「つくり育てる漁業」を推進します。

○漁場の環境・生態系保全活動を推進します。

担当課：農林水産課

（3）ブランドの確立

○多様化・高級化する水産需要に対応するため、ブランドを確立し、地元水産物の消費拡大を図ります。

○直売所等による地産地消を促進し、ＰＲを図るため、海に関するイベント事業を展開します。

担当課：農林水産課

（4）交流・賑わいネットワークの形成

○水産業の振興と観光・リゾートとの連携を強化する観光漁業・体験漁業を導入し、都市住民との新たな交流・賑わいネットワークの形成を図ります。

担当課：農林水産課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・たつの市で生産された水産物を積極的に購入しましょう。 ・イベント等に積極的に参加しましょう。	・安定した漁獲・生産量の確保に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　地域資源を生かした観光を推進する

施策 37　観光基盤の活用

■ 実施状況と課題

○たつの観光案内所及び龍野観光売店さくら路は、観光の拠点として観光客に広く認識されており、十分機能を果たしていますが、観光ニーズの変化により売り上げが減少傾向となっています。

○道の駅しんぐう、みつは指定管理者により運営しており、観光資源のアピールと地域の活性化を図っています。

○歴史的景観形成地区において、オータムフェスティバル in 龍野や八朔のひなまつりなどの町並みを生かしたイベントが盛んに行われています。

■ 基本方針

既存の観光施設や各地域の観光資源を有効活用するとともに、観光ネットワークの形成により「ふるさとたつの」としての魅力を市内外に発信し、観光客の誘致に努めます。

■ 施策の内容

(1)道の駅の活用

○道の駅「しんぐう」及び道の駅「みつ」に市内各地の特産品を設置するとともに、「ふるさとたつの」の情報発信はもとより、定住自立圏域ＰＲコーナーを設置し、より情報発信機能を充実することにより観光客の誘致を行います。また、体験学習事業や海を楽しむ体験事業等を展開することにより施設の活用を図ります。

担当課:観光振興課、御津地域振興課

(2)観光施設の活用

○海・山・川など、「ふるさとたつの」が持つ恵まれた自然環境や「たつの」固有の観光施設、地域の歴史や文化を感じさせる多くの文化財や町並みを生かし、四季を通じて市内に観光客を誘致できるように努めます。

○外国人を含めた観光客の多様なニーズに対応するため、ＰＲビデオの作成、多言語パンフレット等の作成や多言語観光ガイドの養成を進め、観光ルートの確立とともにバスツアーを実施します。

担当課:観光振興課

(3)歴史的町並みの活用

○「龍野地区」「室津地区」の歴史的景観形成地区において、貴重な観光資源である歴史的町並みを保全し、歴史的建造物を活用した出店やイベントを推進します。

担当課:まち未来創造課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・観光施設でのマナーを守るとともに、おもてなしの心をもち観光ボランティアに積極的に参加しましょう。 ・観光客へ、誰もが観光案内できるように、地域の歴史や文化、観光資源を学びましょう。 ・歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。	・観光関連事業者、団体は、集客に関わる事業に携わる人材の確保、育成を行いましょう。 ・新たな観光資源の発掘と育成に努めましょう。 ・歴史的建造物を活用しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
観光客入込数			
平成 33 年度目標値の設定理由			
道の駅利用者数			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　地域資源を生かした観光を推進する

施策 38　観光ＰＲの充実

■ 実施状況と課題

○市民コミュニティの醸成と観光ＰＲを目的とした、たつのふるさとフェスタを実施しています。
○観光協会等各種団体と連携を図り、さくら祭、海まつり、納涼花火大会、観月の夕、菊花展及び梅まつりなど四季を通して、たつの市のＰＲを行っています。
○類似イベントの集約や観光に特化したＰＲの取り組みの検討が必要です。
○たつの市のホームページや広報誌による周知とともに、情報誌や旅行ガイドブックからの情報提供はしているものの、有料記事への積極的な掲載について、今後検討が必要です。
○フィルムコミッションの立ち上げに向けた、観光資源のデータベース化やロケ支援などが必要です。

■ 基本方針

地域の特色を生かした観光ＰＲイベントを実施し、観光客の一層の誘致と交流人口の拡大に努めるとともに、観光施設や観光イベントなど、観光資源の情報共有化やネットワーク化を図り、マスメディアやインターネット等を積極的に活用し、たつの市の魅力を市内外にＰＲします。

■ 施策の内容

（1）イベントの充実

○観光協会や地域等と連携し、類似イベントの集約を図りながら、外国人を含めた観光客のニーズに対応した、甲冑の着付け体験などの体験型観光事業を実施します。
○同時期に開催するイベントや各地域で行われるイベントを統一的にＰＲし、関連性を持たせることによる相乗効果を発揮させ、より一層魅力あるものに充実します。

担当課：商工振興課、観光振興課、御津地域振興課

（2）たつのふるさとフェスタの拡充

○市民の連帯感及び観光客との交流を深め、市全体の活気と連帯感を醸成するとともに、「ふるさとたつの」の観光につながるイベントとなるよう進めます。

担当課：観光振興課

（3）マスメディア等を使ったPR

○名所旧跡・イベント・新規事業などを新聞・テレビ・ラジオ・観光ガイドブック等に積極的に情報提供することにより、たつの市を全国にＰＲします。また、インターネット等を活用した情報発信を行い、観光客の誘致に努めます。
○イメージキャラクター「赤とんぼくん」「あかねちゃん」の活用やプリンセスたつのによる、市のイベントを広く市内外にＰＲします。

担当課：観光振興課

(4)フィルムコミッション事業の展開等

○テレビや映画等の撮影隊の誘致活動を行うフィルムコミッション組織の立ち上げを検討するとともに、「ひょうごロケ支援Ｎｅｔ」推進会議へ参加することにより、たつの市の名所や美しい風景を全国にＰＲします。

担当課:観光振興課

(5)広域観光ネットワークの構築

○ひょうごツーリズム協会、西播磨ツーリズム振興協議会、西播磨観光協議会、はりま城下町カルテットなど広域での連携によるＰＲ活動を積極的に進めるとともに、連携中枢都市圏域や定住自立圏域での連携を図り、広域的な観光ネットワークを構築します。

担当課:観光振興課

(6)姉妹都市交流

○姉妹都市で開催されるイベントに参加することにより、たつの市の地場産品や特産品、観光情報を広くＰＲし、産業振興、観光誘客を図ります。

担当課:商工振興課、観光振興課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域の歴史や観光資源の魅力を学び、愛着を持つことで、一人ひとりがセールスマンとして、たつの市を広くＰＲしていきましょう。	・地域や関係機関・団体は、集客に関わる事業に取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
観光客入込数			
平成 33 年度目標値の設定理由			
イベント参加者数			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

第４節　にぎわいのある商工業を推進する

施策 39　商業の活性化と工業の振興

■ 実施状況と課題

○地場産業のＰＲを行うイベントとして、皮革まつり、全国醤油サミット及び全国そうめんサミットを開催し、「たつのブランド」の確立と周知に取り組んでいます。

○商工会議所、商工会及び市内金融機関を通じて中小企業者等を支援することにより、経営基盤の強化と商工業の振興を図っています。

○商業団体が実施する地域住民との交流やにぎわいを創出するイベント事業や共同施設改修事業について支援しています。

○工場立地の優遇制度を実施することで、市内への企業進出の強化や新たな産業の立地を推進しています。

○低金利での融資を行い支援することで、中小企業者の経営基盤や資本投資の強化を図っています。

○市内での創業予定者に対して支援を行い、産業及び地域の活性化、雇用創出、定住促進、起業家の育成を図っています。

○地域事業所の合同説明会等の開催や雇用奨励金の交付などにより若者の就労支援と地域での人材確保を支援しています。

■ 基本方針

「たつのブランド商品」の量産を目指すとともに、企業とともに国内外での新たな販路拡大を図るため、ＰＲ活動を推進します。また、商店街のにぎわいを取り戻すため、施設設備や広告宣伝活動を支援し、地域やまちづくりと一体となった商業の活性化に取り組みます。さらに、企業誘致を継続的・積極的に進めるとともに、地域産業を支える中小企業に対する支援の強化や起業家・創業者の育成を促進し、雇用の場の確保、創出に努めます。

■ 施策の内容

（1）地場産業振興PR

○地場産業の振興を図るため、高付加価値化や新製品の開発など、産官学金との連携を強化し、「たつのブランド」となる製品づくりへの支援を行います。また、新たな商品の掘り起こしや市内外での展示販売の実施、様々なメディアを活用した販路開拓への支援など、ＰＲ事業の強化を図ります。

担当課：商工振興課

（2）中小企業対策の推進

○中小企業者の経営改善、経営基盤の強化のため、資金・設備・技術・人材・情報などの確保を図るための支援を行います。

担当課：商工振興課

(3)商業活性化の促進

○市街地においては、大型量販店と地域の商店街との共存共栄を目指した商業の活性化を推進します。
○空き店舗等を有効に活用した取り組みを展開するなど「にぎわい」づくりを推進します。

担当課:商工振興課

(4)工業誘致の推進

○播磨科学公園都市において、SPring-8 や SACLA を中心とした開発研究機関と高度技術産業との産学連携を進め、新たな産業の展開を目指すとともに、定住自立圏の連携市町や兵庫県と調整を図りながら、高度技術産業の更なる誘致活動に努めます。
○市内の工業専用地域、工業地域等において、多様な企業誘致を推進します。

担当課:商工振興課

(5)新たな産業の育成

○新たな産業の育成を図るため、起業・創業への取り組みや新ビジネスへのチャレンジを支援し、地域経済の活性化に努めます。

担当課:商工振興課

(6)雇用対策の推進

○地場産業の振興や創業者支援、工場立地を積極的に推進し、公共職業安定所などの労働関係機関や地域経済団体、定住自立圏の連携市町とのネットワークを強化し、雇用機会の拡大と創出に努めます。

担当課:商工振興課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地場産品に対する誇りを持ち、できるだけ地場産品を購入しましょう。	・事業者は商品開発や販路開拓、経営改善などに取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 40　ふるさと　たつのの創生

■ 実施状況と課題

○転出超過による社会減が続いており、特に 20～30 歳代の転出が多くなっています。
○現在住んでいる人の定住意向は高くなっていますが、人口減少に歯止めをかけるため、定住促進を図るとともに、本市の魅力の効果的なＰＲにより、ＵＩＪターン者の増加が必要です。
○全国的な傾向と同様、未婚率が高くなっており、このことが出生率にも影響を与えています。
○人口減少、少子・高齢化の進行により、人口構造がアンバランスになり、地域コミュニティの維持が困難になることが想定されます。
○本市の財産である人・文化・歴史・産業・自然の地域資源を最大限に活かしながら人口減少を克服し、まち・ひと・しごとの創生による地域の好循環を生み出すために、「たつの市まち未来創生戦略」を策定しました。
○本市における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」の将来展望を見据え、その実現に向け各種施策を実施する必要があります。

■ 基本方針

たつの市に生まれ、育ち、住み続けている人はもちろん、Ｕターンにより帰ってきた人、新規移住者も含めて、たつの市で暮らし、学び、働き、子どもを産み、育てることで、すべての市民が「ふるさと」として愛着を持ち、未来に誇れるまちを築いていくことを目指します。

■ 施策の内容

(1)「雇用創生」～新経済戦略によりしごとを創出する～

○若年層の都市部など市外への人口流出を抑制し定着を図るため、働く場所を確保するための雇用を創出します。
○第１次産業の地域ブランド化や市内の産業の強みを生かした連携体制の構築、市内企業の包括的な支援を行うことにより、地域産業の基盤強化を図ります。
○市外からの企業誘致、本社等の移転誘致の促進や、市内での創業や起業など次の世代のチャレンジを後押しすることにより、新たな雇用を確保します。

担当課:まち未来創造課

(2)「人口還流」～定住促進・観光戦略により「たつのファン」をつくる～

○本市ならではの地域資源の活用や、生活しやすさのＰＲなどにより、移住・定住を促進するとともに、交流人口も含めて本市を訪れる人の流れを創出し、「たつのファン」づくりを行います。
○子育て世代や若者に移住・定住先として選ばれる魅力づくりや情報発信、移住体験の提供、空き家、空き店舗の利活用やニュータウンの再生を含めた住環境の整備などを行います。
○観光誘客の増加に向けたプロモーションや体験型ツーリズム、イベントの実施などの観光振興や観

光資源のブランド化、来訪者の受け入れ体制の充実による交流人口の増加を図ります。

○最先端科学技術基盤の活用や産学連携によるものづくり技術の高度化支援を行います。

担当課:まち未来創造課

(3)「若者未来」～若者応援戦略により希望を叶える～

○若い世代が家庭を築き、子どもを育てることをポジティブに捉えることができ、結婚・出産・子育ての希望を叶えることができるよう、切れ目のない支援を行います。

○結婚に向けた出会いのきっかけづくりを行うとともに、出産や子育てへの経済的支援や相談支援など地域全体で子育てを支える社会づくりにより、子どもを生み・育てやすいまちとし、合計特殊出生率の向上を図ります。

○小・中一貫教育の推進や地域との連携による学校支援体制の構築など、質の高い特色ある教育を推進します。

担当課:まち未来創造課

(4)「地域活力」～まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる～

○少子・高齢、人口減少社会の中でも、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができ、地域の特性を生かしながら持続的に発展する賑わいのある「ふるさと　たつの」づくりを進めます。

○市民生活の利便性向上のために、公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、兵庫県・近隣市町との連携により、広域連携による新たな行政システムを構築します。

○地域資源の活用や地域課題の解決に向けた市民の主体的な取組を支援するとともに、地域の生活を支える公共施設等の総合管理を行い、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します。

担当課:まち未来創造課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市まち未来創生戦略	平成 31 年度まで
たつの市人口ビジョン	平成 72 年を目標

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 41　地域コミュニティ活動の推進

■ 実施状況と課題

○住民自らが、まちに関心を持ち、互いに支え合えるよう、コミュニティ意識を醸成し、活動を支援しています。
○自立したまちづくりを推進するため、市民の主体的な公益活動に対する支援を実施しています。
○市民が自主的に行う里山整備活動及び山地環境保全活動や自治会が行う公民館の新築等の事業に対し、補助金の交付を実施しています。
○老朽化した空き家に関しては、危険回避のための応急処置を自治会が実施しており、地域の課題解決につながっていますが、空き家は個人の財産であることから、自治会によっては対応できない場合もあることが課題となっています。

■ 基本方針

厳しい行財政運営の中であっても、地域の活力を維持・向上するため、地域コミュニティ活動を推進し、地域の課題を地域で解決できる自立のまちづくりを目指します。

■ 施策の内容

(1) 自立のまちづくりの推進

○地域の課題解決に取り組む活動や地域の文化・産業・社会教育の振興等に取り組む活動を支援し、福祉の増進や良好な地域社会の形成、市民主体の真に自立したまちづくりを推進します。

担当課:まち未来創造課、総務課、行政改革推進課、農林水産課、農地整備課

(2)コミュニティ活動の環境整備

○コミュニティセンターや各自治会の集会所、県民交流広場等の拠点施設を活用した地域コミュニティづくりを推進します。

担当課:総務課、企画課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域づくりは、自分達の世代だけで完成させてしまうものではなく、次の世代にこそ発展的に継続させていくものであるという意識を持ちましょう。	・コミュニティセンターや各自治会の集会所、県民交流広場等と連携し、地域の課題解決に向けて取り組みましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
自立のまちづくり事業実施団体数	件	154	170
平成 33 年度目標値の設定理由	実施団体数の１割増を目指す。		
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第１節　まちづくりを進めるための基盤を整える

施策 42　市民参加のまちづくり

■ 実施状況と課題

○市民と行政、市民と市民の意見交換や情報交換の場を多く設け、市民の提案や要望を市政運営に反映するとともに、「ふるさと たつの」のまちづくりへの積極的な参加を推進しています。
○広報「たつの」やホームページ、フェイスブックなどをはじめ、世代に応じた発信方法で市政情報を広く発信することで、多くの市民が市政情報を容易に入手できるよう取り組んでいます。
○ホームページで、議会の傍聴案内、本会議のインターネット録画配信、会議録検索システムによる会議録の公開を実施することで、開かれた議会運営に取り組んでいます。
○意見交換、情報交換の場に多くの市民の参加はありますが、若年層・女性の参加が少なく、今後は市内在住外国人を含めた、幅広い年齢層が参加できる体制づくりを検討する必要があります。

■ 基本方針

市政に関する情報を積極的に提供し、その情報を共有することにより、市民の声をまちづくりに取り入れ、広く市民が市政に参画し、市民の知恵や創意工夫を反映させ協働できる体制づくりを推進します。

■ 施策の内容

(1)直接対話機会の充実

○市民が直接市や市長と対話できる「たつの夢・未来ミーティング」「まちキラリ会議」等を充実させ、市民誰もが気軽にまちづくりに参加できる取組みを推進します。
○市民が希望するテーマについて、職員が地域に出向き説明する「出前講座」を充実させ、市民ニーズの把握と市政情報の提供に努めます。

担当課:広報秘書課

(2)市政参加機会の創出

○各種委員会や審議会への女性及び一般公募委員の割合を高くするなど、市民が施策立案から事業の実施・評価段階に至るまで参画できる機会の拡充に努めます。

担当課:人権推進課

(3)市民提案型市政の推進

○市民との直接対話の場やパブリックコメントを活用し、市民の市政への参画推進を図るとともに、市民ポストやホームページによる意見・提案等の広聴活動の充実を図ります。

担当課:広報秘書課、総務課

(4)情報公開の推進

○公正で開かれた市政を展開するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適切な運用に努めます。
○「開かれた議会」を目指して、議会の傍聴を呼びかけるとともに、議会のインターネット中継シス

テムの検討やホームページを活用した会議録の公開等、情報提供の更なる推進を図ります。

担当課:情報推進課、議会事務局

(5)広報活動の充実

○広報「たつの」やホームページを充実し、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用に努めるとともに、点字化広報や英語版広報など、障害者や外国人にも配慮した広報活動を行い、市民にわかりやすい情報の発信に努めます。

担当課:広報秘書課

(6)多様な公共の担い手による協働の推進

○自治会等の地縁団体やＮＰＯ・ボランティア団体等の市民活動団体、企業など、多様な主体との協働を推進するとともに、産業界・各種行政機関・学校・金融機関・労働団体・マスコミなどとの連携を強化し、地域一体となった市政推進に努めます。

担当課:まち未来創造課、総務課

(7)地域を越えた協働の推進

○市民と行政、市民と市民、また行政と市内企業とのパートナーシップによる参画と協働に取り組み、地域間のイベント交流、更には定住自立圏域等の広域的な交流を推進し、交流人口の増加を図ります。

担当課:まち未来創造課、企画課、商工振興課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・施政に関する情報を収集し、意見の発信やイベントへの参加などを通じて、まちづくりに積極的に参画しましょう。	・市民や地域と協働した活動に取り組み、まちづくりに協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 43　シティプロモーションの推進

■ 実施状況と課題

○たつの市の地場産業である「淡口醤油」、「素麺」、「皮革」をテレビ、新聞、ホームページや各種イベントにおいて市内外にアピールしています。
○たつの市のイメージキャラクター「赤とんぼくん」、「あかねちゃん」を市内外にアピールしていますが、更なる認知度の向上が必要です。
○ふるさと応援寄附金の寄附者に、ふるさと感謝便を送付し、たつの市の特産品をアピールしています。
○「訪れたい」と思われる都市を目指し、地域資源を市内外にアピールするため、地域の魅力を生かした各種イベントを実施していますが、更なるアピールが必要です。
○「住みたい」と思われる都市を目指し、子育てきらきらクーポン事業やとことんたつのキッズ応援事業など子育てにかかる負担、不安を軽減する事業を展開するとともに、住宅取得支援事業や移住応援事業など定住促進を図る事業を展開していますが、更なるアピールが必要です。
○たつの市の魅力ある資源を再発見し、市民と行政が協働して市内外に魅力を発信することで更なる地域への愛着を醸成します。
○多種多様な魅力あふれる事業を展開していますが、市内外への更なるアピールとたつの市のブランドイメージの確立に努める必要があります。

■ 基本方針

たつの市の魅力を市内外に発信し、多くの人に「訪れたい」「住みたい」と思われるような都市の魅力をアピールし、まちの活性化につなげていきます。同時に、市民と行政が協力し合いながら、情報や魅力を伝えることで、誇りや愛着を醸成します。

■ 施策の内容

(1)赤とんぼくん、あかねちゃん認知度の向上

○たつの市のイメージキャラクターを市内外に発信するため、キャラクターデザイン入り商品開発を支援します。

担当課:観光振興課

(2)観光資源の活用とPR

○たつの市の魅力を市内外に発信するため、体験型観光を充実させ滞在時間とリピーターを増加させるとともに、旅行社と連携しツアーを実施します。

担当課:観光振興課

(3)移住希望者へのPR

○移住相談会や移住体験ツアーを行い、移住希望者にたつの市をＰＲし、移住を支援します。

担当課:まち未来創造課

(4)たつの市の知名度アップ

○映画やドラマなどロケ地誘致を行うとともに、たつの市ゆかりの有名人を親善大使に任命し、様々な方面からたつの市の魅力を全国に発信します。

担当課:広報秘書課、観光振興課

(5)たつの市の地域資源の再発見とブランドイメージの確立

○たつの市の地域資源を再発見し、たつの市への愛着を深めるとともに、全国に魅力あふれるたつの市を発信するため、広報活動の充実とたつの市のブランドイメージの確立に努めます。

担当課:広報秘書課、観光振興課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・たつの市の魅力を発見・再確認し、積極的にふれることに意識しましょう。 ・たつの市の魅力を身近な人に伝えてみましょう。	・情報発信のための素材を積極的に発掘や発見してみましょう。 ・たつの市の魅力をいろいろな人に伝えてみましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市まち未来創生戦略	H27.10～H32.3

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第２節　多様で活発な交流を促進する

施策 44　国際交流・国内交流・地域交流の推進

■ 実施状況と課題

○たつの市国際交流協会を主体とした、語学講座や講演会、研修会、学習会等を実施するなど、様々な国際交流事業を展開し、市民レベルでの国際理解の推進が図られています。
○姉妹都市である国内３市と、教育・スポーツ・文化等の幅広い分野において、市民レベルでの交流を行っており友好を深めています。
○地域内では、様々なイベントや伝統行事を通して、地域の特色の保存や文化の伝承が図られています。
○市内在住外国人や各学校のＡＬＴ（外国人指導助手）と交流する機会を増やすことが必要です。
○地域ぐるみで多文化共生社会の構築が求められている中、市民一人ひとりが異なる文化への理解を深め、国際的な感覚を身に着けることが必要です。
○人口減少、少子・高齢化により人口構造がアンバランスになっており、地域コミュニティの維持が困難になることが想定されます。

■ 基本方針

市民・団体・ＮＰＯなど様々な主体が、地域の活性化を図るため、活発に交流できるよう国際・国内・地域交流活動を支援していきます。また、外国人に対する行政サービスの充実を図り、外国人も住みやすいまちを目指します。

■ 施策の内容

（1）国際交流の推進

○たつの市国際交流協会を核として、全市的な国際交流体制の確立を図り、市内在住外国人との交流の場や講演会、英会話教室等の国際交流事業を支援します。
○国際社会に対応できる人材育成につながるような生涯学習講座の開設や多文化共生に関わる情報提供等の充実を図ります。
○多文化共生サポートセンター（外国人相談窓口）を中心に、生活情報の提供や様々な相談に対応し、外国人が住みやすいまちを目指します。
○国際性豊かな人材の育成、語学力の向上など海外の文化や習慣に慣れ親しむ機会を提供するため、子ども国際交流事業を推進します。

担当課：広報秘書課

（2）姉妹都市等との交流の推進

○スポーツ、文化、産業、防災等の幅広い分野において、姉妹都市等との交流を更に推進するとともに、地域を越えた交流活動を積極的に展開します。

担当課：広報秘書課

(3)三世代の個性とキャリアを生かした交流・参画

○地域住民が協力して行う様々なイベントや伝統行事等を通して、世代間の垣根を越えた交わりを持ち、地域コミュニティの結束力強化を図りつつ、地域の伝統の伝承を図り、地域の特色の保存及び現役を退いた高齢者世代の知識や経験を地域活性化に生かしていく仕組みを構築します。

担当課:総務課、高年福祉課、社会教育課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・国際交流活動や都市間交流活動に積極的に参加してみましょう。	・市民や国際交流団体などの活動に対する支援や海外からの研修の受け入れなど、国際交流の促進に努めましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

第３節　健全で効率的な自治体運営を推進する

施策 45　行財政改革の推進（行政改革大綱）

■ 実施状況と課題

○まちづくり改革プラン（行政改革大綱　平成 22 年見直し編策定）に基づき、実施計画を策定し、67 項目に及ぶ行財政改革に取り組んできました。

○民間委託や指定管理者制度の導入により業務の効率化や行政サービスの質の向上を図り、土地開発公社の解散など外郭団体の見直しにも取り組んできました。

○事業施策の必要性や進捗、効果等を評価するため、事務事業評価（事後評価）を実施し、次年度以降の予算反映に努めています。

○地方交付税においては合併特例期間（合併算定替）が段階的移行により終了し、平成 33 年度からは一本算定となるなか、将来にわたり持続可能で健全な行財政運営のための財政基盤の確立が求められています。

○厳しい財政状況のなか、行政サービスの質の向上を目指し、施策の選択と集中を基本にスピード感のある自治体経営に取り組む必要があります。

○従来は基本計画と別に策定・運用していた「行政改革大綱」を基本計画の中に位置づけ、一体的な運用を図ります。

■ 基本方針

簡素で効率的・効果的な行政運営の確立に向け、不断の行財政改革に取り組むとともに、施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進します。

■ 施策の内容

（1）時代に即した効率的な自治体経営

○各種施策や事務事業について、ＰＤＣＡサイクルの考えに基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を事務事業評価により判断し、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。

担当課：企画課、財政課、行政改革推進課

（2）行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

○地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。

○既に民間活力を導入している行政サービスについて、より効果的な手法を検討します。

担当課：行政改革推進課

（3）中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政健全化比率をわかりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。

担当課：財政課

○地方公会計を整備し、資産・債務の適切な管理を推進します。

担当課:財政課、契約課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・行政サービスに係る市民の適正な負担について考えましょう。 ・財政状況や行政経営について評価し、積極的に意見・提言をしましょう。	・民間活動の推進に協力しましょう。 ・様々な機会を通じて行政経営に参加・参画しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
経常収支比率	%		
平成 33 年度目標値の設定理由			
将来負担比率	%		
平成 33 年度目標値の設定理由			
実質公債費比率	%		
平成 33 年度目標値の設定理由			
起債残高（臨時財政対策債・減税補てん債除く）	億円		
平成 33 年度目標値の設定理由			
基金保有額	億円		
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間	計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

義務的経費の推移（グラフ）
公債費・扶助費・人件費

第３節　健全で効率的な自治体運営を推進する

施策 46　簡素で効率的な組織づくりと人材育成

○合併以後、市民ニーズの動向に配慮しつつ、簡素で効率的・効果的な組織づくりの観点から、本庁・支所の組織機構の見直しを進めてきました。今後においても、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ適切に対応できる組織づくりが求められています。

○職員定員適正化計画に基づき、職員数の適正化に取り組んできました。限られた財源と人員の中で更なる行政サービスの質の向上を図るため、優秀な人材を確保するとともに、職員の積極的な能力開発を行い、計画的な定員管理と適材適所の職員配置を更に進める必要があります。

○人材育成基本方針に基づき、カフェテリア型研修の導入、昇格試験制度の改革等の取組により、職員の積極的な能力開発を行い、資質の高い職員の育成に努めてきました。

　また、合併後に導入した管理職への目標管理制度に代えて、新たに全ての職員に人事評価制度を導入し、職員の能力開発と人材育成に取り組んでいます。

　今後においても、新たな行政課題に対応していくため、人材育成基本方針に基づき、計画的かつ効果的に職員の資質向上と意識改革に努める必要があります。

■　基本方針

　限られた財源と人員の中で、市民の期待に最大限応えるため、計画的な定員管理を行い、職員の適正配置を図ることにより、効率的・効果的な組織づくりに努めます。また、職員の積極的な能力開発を図ることにより、市民の期待に応えることのできる職員の育成を図ります。

■　施策の内容

（1）市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり

○刻々と移り変わる行政課題及び市民ニーズへの対応や市の重要施策の実現に当たり、適切な対応と迅速な意思決定、行政サービスの質的向上の観点から簡素で効率的・効果的な組織機構になるよう見直していきます。

担当課：総務課

○職員適正化計画に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、少数精鋭の組織体制を確立し、行政サービスの質的向上に努めていきます。また、類似団体との比較等検証を行いつつ、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用及び適材適所の人員配置の観点から計画的かつ適正な定員管理を行います。

担当課：総務課

（2）市民からの期待に応えることのできる人材の育成と働きやすい職場づくり

○人材育成基本方針に基づき、資質向上や職務意欲の高揚を図るため、カフェテリア型研修、専門研修、階層別研修、派遣研修等の多様な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組むことのできる職員の育成に努めます。また、再任用制度を運用することによ

り、これまで培ってきた経験や能力の積極的な活用を図ります。

担当課:総務課

○職員の能力・挙げた実績を適正に評価する仕組みである「人事評価制度」を全ての職員に導入し、その意欲と能力の発揮を促すとともに、透明性・公平性・納得性を備えた適正な制度運用を図ります。また、職員自己申告書も活用しつつ、効果的な人事管理と人材育成に活用します。

担当課:総務課

○全ての職員が生き生きと働くことができる職場づくりを実現するため、管理職の職場マネジメント、職員のメンタルヘルス、仕事と生活の調和及び女性職員が十分に能力を発揮できる職場づくりの視点から、研修等を積極的に活用し、職員全体の意識改革に努めます。さらに、このような取組を推進することにより、管理監督職への女性職員の積極的な登用を図ります。

担当課：総務課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・	・

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
職員数の状況（市民 1000 人当たりの職員数）	人		
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間
たつの市人材育成基本方針	H28.2～
たつの市職員定員適正化計画	H27.4～H32.4

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

職員数の推移（グラフ）

施策 47　公共施設の適正管理と整備

■ 実施状況と課題

○公共施設の老朽化が進んでいるため、公共建築物については、平成 27 年にたつの市公共建築物再編基本方針を策定し、施設の再編による統廃合や有効活用を推進しており、平成 28 年にはたつの市公共建築物再編実施計画を策定しています。

○公共建築物とインフラを含めた公共施設全体については、老朽化に対応した計画的な維持補修を行うため、公共施設等総合管理計画を平成 28 年度に策定します。

○公共建築物再編実施計画に基づく施設の再編と併せて、指定管理者制度の導入、見直し等を図り、導入済みの施設については、モニタリングにより業務実績の評価を実施しています。

○合併特例債の発行期限延長に伴い、平成 27 年度に新市建設計画の期間延長を行っており、平成 32 年度までに庁舎整備を行う必要があります。

■ 基本方針

公共施設の効率よく適正管理を図るため、計画的に施設の有効活用を促進します。また、庁舎について、将来を見据えた庁舎機能を検討し、市民の意見を聴きながら整備します。

■ 施策の内容

(1)公共施設の適正管理

○公共建築物については、施設の統廃合や複合化を推進し、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効的な活用を図ります。

○インフラについては、施設の維持と安全性の確保のため、施設の長寿命化等を図ります。

○公共施設の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、健全で持続可能な施設運営を推進します。

担当課:行政改革推進課・各施設所管課

(2)庁舎の整備

○本庁舎については、市町合併による業務の集約化により、著しく執務スペースが狭あいであることから、災害時対策や市民サービス向上機能等を考慮するとともに、市民の利用に不便を来さないよう、既存施設を最大限有効活用しながら整備を図ります。

○総合支所については、市民の意見を聴きながら、支所機能を精査し、地域防災や地域振興の拠点機能を持った複合施設への整備を図ります。

担当課:総務課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・公共施設の適切な利用や活用に努めましょう。	・公共施設の整備や管理に関心を持ちましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 48　情報化の推進

■ 実施状況と課題

○ブロードバンドインフラ未整備地域に高速情報通信網を整備し、地域間の情報格差を解消しました。
○本庁、総合支所、市立学校、図書館その他公共施設を高速情報通信網で接続したネットワークを構築しています。
○個人番号カードを利用した証明書コンビニ交付サービスを実施しています。今後は、個人番号カードを利用した新たな行政サービスを検討していく必要があります。
○社会保障・税番号制度は、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、行政の効率化と市民生活の利便性の向上に資することが期待されています。
○行政が保有するデータを広く公開し、行政の透明化や信頼性の向上、経済の活性化などに利活用しようとする「オープンデータの推進」に関する取組が進められています。
○住民情報システムの業務継続性の強化や経費節減を目的に、全国に先駆けて住民情報システムクラウドを導入しました。今後とも、クラウド化の推進など最先端のＩＣＴ（情報通信技術）を活用した電子自体を目指します。
○市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため情報セキュリティ対策を実施しています。今後も日々、変化する新たな脅威への対策を行い、高いレベルでの情報セキュリティ対策を継続して実施します。

■ 基本方針

高度情報化社会の環境の変化に対応し、ＩＣＴを活用して行政サービスの向上、市政事務の効率化及び事務事業の透明性を図ります。また、情報システムの安定稼働を確保するとともに、情報セキュリティの強化に努めます。

■ 施策の内容

(1)ICTの利活用

○進化するＩＣＴを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図ります。
○防災・教育・医療・福祉・観光・コミュニティなど、市民のだれもがＩＣＴの恩恵を享受できる環境の整備に努めます。
○行政情報のオープンデータ化に関する取組を推進します。
○地域活動に関わる様々なビッグデータを市の施策の立案のために積極的に活用し、新たな産業の創出に資するため、民間事業者への匿名加工情報の提供を検討します。

担当課:情報推進課

(2)電子自治体の推進

○更なる行政サービスのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、市政事務の電子化を拡大し、省力化・迅速化を進めます。

○ＧＩＳ（地理情報システム）を活用し、防災・福祉・観光など、市民にとってより付加価値を持った事業展開を図ります。

○急速に複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に備え、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

担当課:情報推進課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・サービスを活用し、市政への関心を高め、協働のまちづくりを推進しましょう。	・地域情報の発信に協力しましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
平成 33 年度目標値の設定理由			
平成 33 年度目標値の設定理由			

■ 関連する計画

計画名	期間

関連する図表・グラフ・写真等を掲載

施策 49　広域行政・広域連携の推進

■ 実施状況と課題

○広域行政を推進するため、本市が中心市となり、宍粟市、上郡町及び佐用町と「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」を形成し、広域連携の強化を図っています。
○姫路市と本市を含む７市８町が、播磨圏域連携中枢都市圏を形成しています。
○県下全市町で構成する後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療制度の推進に取り組んでいます。
○兵庫県が保険者となる新たな国民健康保険への移行準備が進められています。
○定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る連携事業の円滑な実施と圏域住民への周知が必要です。

■ 基本方針

地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するため、関係市町と相互に連携・協力・補完し、市民が郷土への誇りと愛着を持ち、安心して暮らせる魅力あふれる広域行政を推進します。

■ 施策の内容

(1)広域的な連携の強化

○定住自立圏形成市町の自主性を尊重しつつ、相互に役割を分担し、連携を深め、互いに補完し合いながら「播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる連携事業に取り組みます。
○姫路市と本市を含む７市８町が連携し、播磨圏域の経済の活性化や魅力を高めるため、連携中枢都市圏を形成し、連携事業に取り組みます。
○国民健康保険制度改正による国民健康保険の広域的な運営については、国の動向を注視しながら新制度への円滑な移行に向けて取り組みます。

担当課:企画課、国保医療年金課

(2)広域課題への取組の強化

○広域幹線道路の整備を始め、姫新線の利用促進や揖保川の改修など、広域的な課題への取組を強化します。
○高速道路によって連結されることになる岡山県・鳥取県などとの県境を越えた交流と連携を推進します。

担当課:企画課、建設課

■ 各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・広域的につながりのある地域について関心をもち、理解を深めましょう。	・広域連携事業において、地域で求められる役割について関心を深め、積極的に協力していきましょう。

■ まちづくりの指標

指 標 名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
定住自立圏域人口	人	151,942	142,000
平成 33 年度目標値の設定理由	定住自立圏域各市町人口ビジョン基礎資料から設定		

■ 関連する計画

計画名	期間
播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン	H28.10～

関連する図表・グラフ・写真等を掲載